

中標津町都市計画マスタープラン

第4回策定委員会

平成22年8月26日(木) 14:00～
中標津町役場301号会議室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 平成22年度の取組の経過報告

- ・各種団体ヒアリング
- ・地域別ワークショップ
- ・第8回庁内推進会議

(2) 地域別構想について

- ・ワークショップ意見を汲み入れた地域づくりの取組方向の確認
- ・地域づくり構想の全体構想との整合

(3) その他

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

3 閉会

中標津町都市計画マスタープラン

第4回策定委員会

資料

平成22年8月26日 14:00～
中標津町役場301号会議室

1. 平成22年度の取組の経過報告
 - ・各種団体ヒアリング
 - ・地域別ワークショップ
 - ・第8回庁内推進会議
2. 地域別構想について
 - ・ワークショップ意見を汲み入れた地域づくりの取組方向の確認
(西町地域、東中地域、東部地域、西部地域、南部地域、中心部地域)
 - ・地域づくり構想の全体構想への反映、整合
(“共助・協働” “安全・安心” “連携・創造” “個性・風格” “自律・共生”)
3. その他
 - ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

(1) 平成 2 2 年度の取組み経過

月日	内 容
3/4	・第 3 回策定委員会 中期構想の具体的展開
3/5	・都市マス通信第 2 号発行 全体構想検討・中期構想案、地域別ワークショップのお知らせ
3/23	・平成 21 年度第 2 回都市計画審議会 中標津町都市計画マスタープラン～全体構想～(案)(平成 21 年度中間報告)
4/16	・中標津町都市計画マスタープラン総合検証・定時見直し策定委託業務 随意契約 受託者 株式会社シー・アイ・エス計画研究所
4/26 ～ 4/28	・各課ヒアリング～総合計画連動構想の具体的施策案の確認調整 庁内 17 課
5/10 ～ 5/12	・地域別街づくり構想～団体ヒアリング調査(12 団体) NPO 法人伝成館まちづくり協議会、 まち工房・元気!、 NPO 風の想 E プロジェクト、 ラブリバー C.L.L 標津川&タワラマップ川の会 中標津青年会議所、 中標津町観光協会、 中標津町障がい児者連絡協議会 中標津町農業協同組合、 計根別農業協同組合、 中標津に歩く道をつくる会 商工会 ・ヒアリング内容 所属する組織の地域での活動内容 地域の魅力について 他の地区や団体の連携・協働することが必要と感じる取組み 中心市街地や地域づくりに対する意見
5/13	・地域別街づくり構想～町内会長ヒアリング調査 東部地域(東、睦、明生、白樺) 南部地域(南町、桜ヶ丘、第 2 宮下、標ヶ丘)
5/14	・地域別街づくり構想～町内会長ヒアリング調査 中心部地域(栄、中央、日の出、旭第 1(5/17)、旭第 2、第 1 宮下、未広) 西町地域(川西、西町)
5/17	・地域別街づくり構想～町内会長ヒアリング調査 東中地域(東中、まこと)
5/19	・地域別街づくり構想～町内会長ヒアリング調査 西部地域(緑町、西泉、南泉、泉中央、東泉、清泉)
	市街地 25 町内会長参加
6/5	・都市マス通信第 3 号発行 中標津町都市計画マスタープラン～全体構想～(案)(平成 21 年度中間報告)

月日	内 容
6/8	・都市マス地域別ワークショップ（第1回） 「私たちが暮らす地域の魅力と課題」 西町地域（川西、西町） 参加者 10 名
6/9	・都市マス地域別ワークショップ（第1回） 「私たちが暮らす地域の魅力と課題」 東中地域（東中、まこと、榮の9組～17組） 参加者 13 名
6/10	・都市マス地域別ワークショップ（第1回） 「私たちが暮らす地域の魅力と課題」 東部地域（東、睦、明生、白樺） 参加者 13 名
6/14	・都市マス地域別ワークショップ（第1回） 「私たちが暮らす地域の魅力と課題」 南部地域（南町、桜ヶ丘、第2宮下、標ヶ丘） 参加者 20 名
6/15	・都市マス地域別ワークショップ（第1回） 「私たちが暮らす地域の魅力と課題」 西部地域（緑町、西泉、南泉、泉中央、東泉、清泉） 参加者 29 名
6/16	・都市マス地域別ワークショップ（第1回） 「私たちが暮らす地域の魅力と課題」 中心部地域（榮の1組～8組、中央、日の出、旭第1、旭第2、第1宮下、末広、 商工会） 参加者 35 名
	都市マス地域別ワークショップ 参加者合計 120 名
7/8	・都市マス地域別ワークショップ（第2回） 地域づくり方針 合同ワークショップ 「地域づくりの将来像、テーマ・方針」の検討 6地域合同ワークショップ参加者合計 103 名
7/29	・第8回都市マス庁内推進会議 地域づくりの取組方向の確認 全体構想との整合確認

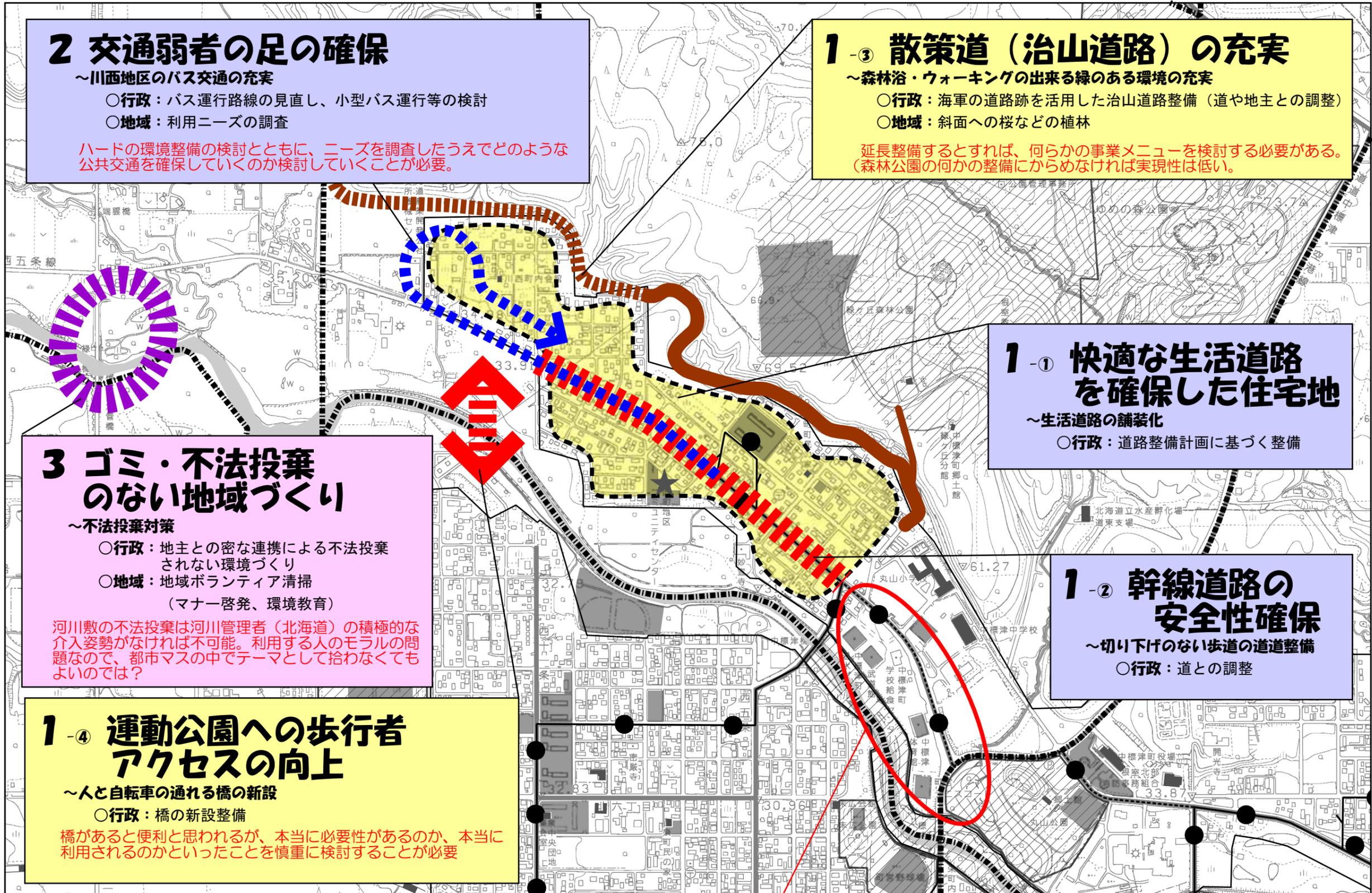
西町地域

・森林公園や標津川など多くの自然に恵まれ、小学校や中学校、プールや体育館などの文教施設が整っており、子供を育てるのには良い環境の地域で人口も増えています。
 ・森林浴やウォーキングをしに他の地域からも人が訪れる地域です。

- 前向きに推進
- 検討課題有り
- 実現可能性低い

2010.08.26 第4回策定委員会

※赤字は庁内推進会議の意見



2 交通弱者の足の確保

～川西地区のバス交通の充実

- 行政：バス運行路線の見直し、小型バス運行等の検討
- 地域：利用ニーズの調査

ハードの環境整備の検討とともに、ニーズを調査したうえでどのような公共交通を確保していくのか検討していくことが必要。

1-③ 散策道（治山道路）の充実

～森林浴・ウォーキングの出来る緑のある環境の充実

- 行政：海軍の道路跡を活用した治山道路整備（道や地主との調整）
- 地域：斜面への桜などの植林

延長整備するとすれば、何らかの事業メニューを検討する必要がある。（森林公園の何かの整備にからめなければ実現性は低い。）

1-① 快適な生活道路を確保した住宅地

～生活道路の舗装化

- 行政：道路整備計画に基づく整備

3 ゴミ・不法投棄のない地域づくり

～不法投棄対策

- 行政：地主との密な連携による不法投棄されない環境づくり
- 地域：地域ボランティア清掃（マナー啓発、環境教育）

河川敷の不法投棄は河川管理者（北海道）の積極的な介入姿勢がなければ不可能。利用する人のモラルの問題なので、都市マスの中でテーマとして拾わなくてもよいのでは？

1-④ 運動公園への歩行者アクセスの向上

～人と自転車の通れる橋の新設

- 行政：橋の新設整備

橋があると便利と思われるが、本当に必要性があるのか、本当に利用されるのかといったことを慎重に検討することが必要

1-② 幹線道路の安全性確保

～切り下げのない歩道の道道整備

- 行政：道との調整

<その他意見等>

- 自然との共生を重視し、積極的に自然を保全していきたい。
- 歩いて桜を眺められる桜の名所の環境を整えていきたい。
- エゾリンドウ保養地の保全への取組みが求められる。
- 河川敷のウォーキング環境の整備がなされれば魅力も増す。
- 何かあったときに助け合える人のつながりを大切にしていきたい。

- 散策路のイヌの糞が草刈りの障害になる。
- 川西会館の遊具のある場を利用しやすい環境にしていきたい。
- 標津川が氾濫した時の対応を地域で浸透させる必要がある。

現状では都市マスの中で体育館の配置場所までは謳えないが、現体育館のある文教ゾーンをどういう場としていくか議論していくことが必要である。

東中地域

・丸山公園や保安林、ポンタワラ川など多くの自然に恵まれ、高等養護学校、シルバースポーツセンターや保養温泉施設、家庭菜園などの健康・福祉施設が整っています。
 ・一方、地域交流の拠点が不足している地区があるという課題を抱えています。

2010.08.26 第4回策定委員会
 ※赤字は庁内推進会議の意見



3-① 身近な公園の確保
 ~子どもの遊べる身近な公園の整備
 ○行政：街区（児童）公園の整備
 ○地域：地域での公園管理

3-③ 快適な生活道路を確保した住宅地
 ~生活道路の舗装化
 ○行政：道路整備計画に基づく整備

1 交通弱者の足の確保
 ~まこと地区のバス交通の充実
 ○行政：バス運行路線の見直し、小型バス運行等の検討
 ○地域：利用ニーズの調査
 →ハードの環境整備の検討とともに、ニーズを調査したうえでどのような公共交通を確保していくのか検討していくことが必要。

3-② 私設公園、河川の活用
 ~ほかり公園とポンタワラ川を活用した憩いの場づくり
 ○行政：ポンタワラ川沿いの公園化（浸食対策）
 ○地域：ほかり公園の地域と町との協働管理

3-④ 丸山公園の魅力向上
 ~郷土館、雪印工場を含めた一体の魅力強化
 ○行政：丸山公園利活用の計画検討
 ○地域：利活用の提案
 →自然的には鳥や小動物、植物など環境がよいところなので、その環境を維持していけるように管理していくことは必要。
 →年間を通じて利用する方法を考えるべき。

3-⑤ 家庭菜園の環境向上
 ~鹿の食害対策
 ○行政：町としての鹿の侵入対策
 ○地域：家庭菜園の自然学習利用
 →家庭菜園だけ鹿対策するということはできない。自己防衛して頂くほかない。

2 地域の集まれる場の確保
 ~集まれる場の上手な使い方の仕組みづくり
 ○行政：公共施設（児童館等）の利用制約の緩和による地域のニーズに応じた施設の有効活用促進
 ○地域：地域の利用ニーズの把握と施設有効活用
 →貸館条例を持っているコミュニティセンター等であれば、夜間等に児童館を地域で利用することなどは可能となっている。ただし禁煙等の制約はある。

<その他意見等>

- 隠れた桜の名所に。（自動車学校、川沿通の桜並木、東中児童公園）
- 家庭菜園をもっと利用しやすくして利用拡大を図り、自然共生、自律学習の場に。
- 標津川河川敷に散策路が整備されており、もっと活用を図られればいい。
- 鉄道跡地を散策路やサイクリングロードなどの有効活用が出来ればいい。
- エゾリンドウの移植を進め、土地の有効利用を進めると良い。
- ゴミの不法投棄・ポイ捨てが目立つ（19線道路・土取場の不法投棄）。
- 東31条通りの両歩道化。横断歩道の設置。東19条通りの路盤改良。
- 未整備町道の舗装整備、電動車イスが利用できるような歩道の段差の解消。
- 地域コミュニティの区域の再編（町内会の再編）。
- 避難場所が標津川の反対側に指定されている（栄（上町））。
- 標津川河川敷の樹林が鬱蒼としており暗くて危険。

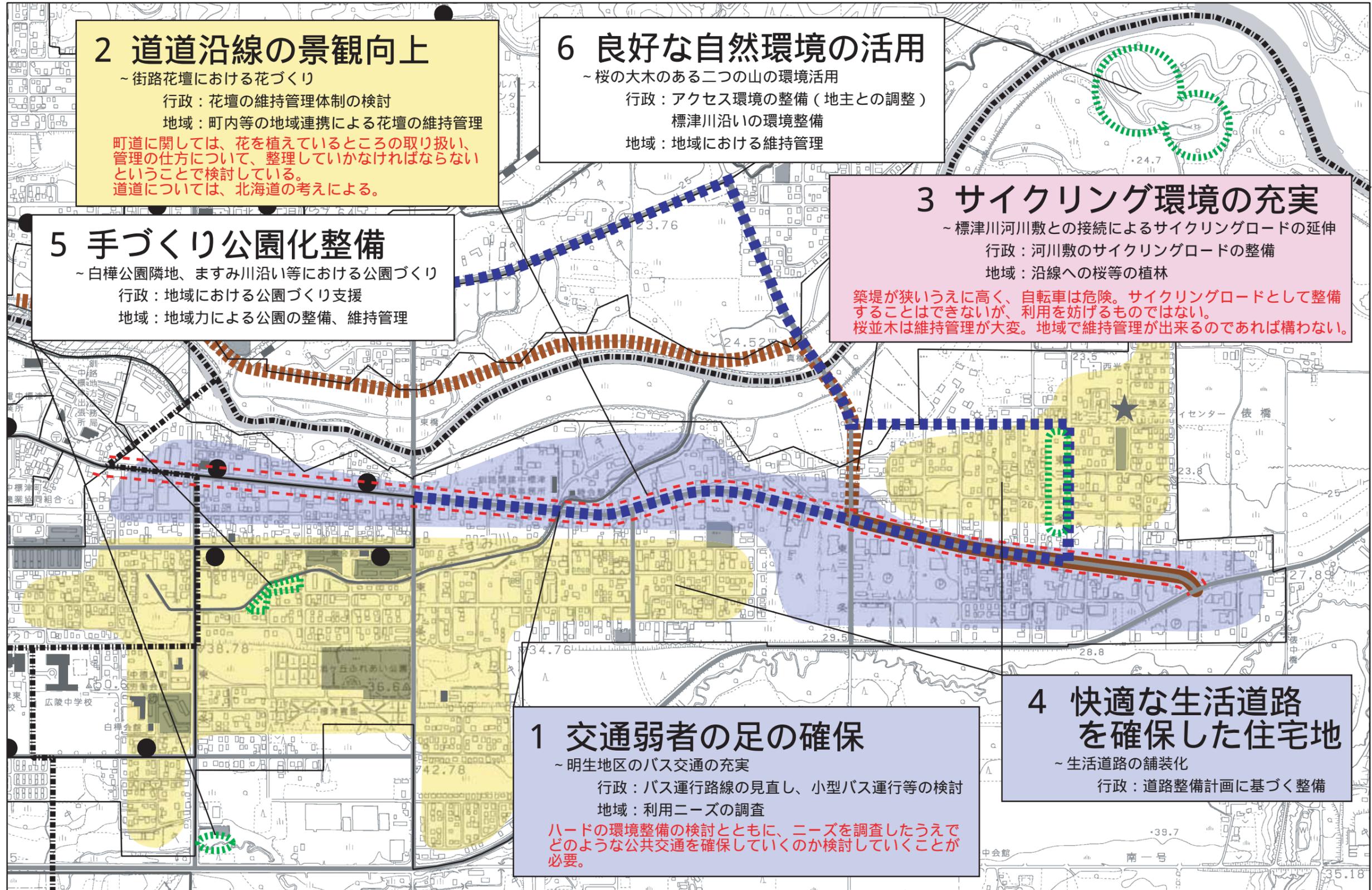
東部地域

・保安林やますみ川、標津川沿いの緑などの自然に恵まれ、幼稚園や中学校、旭ヶ丘ふれあい公園などの公共施設があり、バイパス沿いには郊外型ショッピングセンターがあります。
・住商工の土地利用が混ざり合っており、大型車など自動車の交通量の多い地域です。

■ 前向きに推進
■ 検討課題有り
■ 実現可能性低い

20 10.0826 第4回策定委員会

赤字は庁内推進会議の意見



<その他意見等>

明生児童公園に街灯があると夜もスケートができる。
高台（旭ヶ丘ふれあい公園等）からの景観（武佐岳の眺望～花火スポット）がよい。
緑豊かな環境（保安林・住宅地の庭（明生）・標津川河川敷の樹林地）がよい。
標津川沿いのゴルフ場の景観がよい。
高齢者福祉の活動、子どもを中心とした地域活動（子ども会活動）が活発である。
何かあったときに助け合える人のつながりを大切にしていきたい。

平日に地域が利用できるコミュニティーの場が必要（明生）。
身近な場所に避難場所のない地区の解消（明生地区の南2丁目）。
未利用地の雑草、ゴミの管理の徹底。
ゴミ処理のマナーの徹底（東19条通のポイ捨て、東37条の雑木林の不法投棄）
東19条通の安全性の確保（危険な北電マンホール、国道交差点に時差式信号を）。
冬期の道路環境の改善（南2丁目通のツルハ裏の危険な雪山、春先の排水の悪さ）。

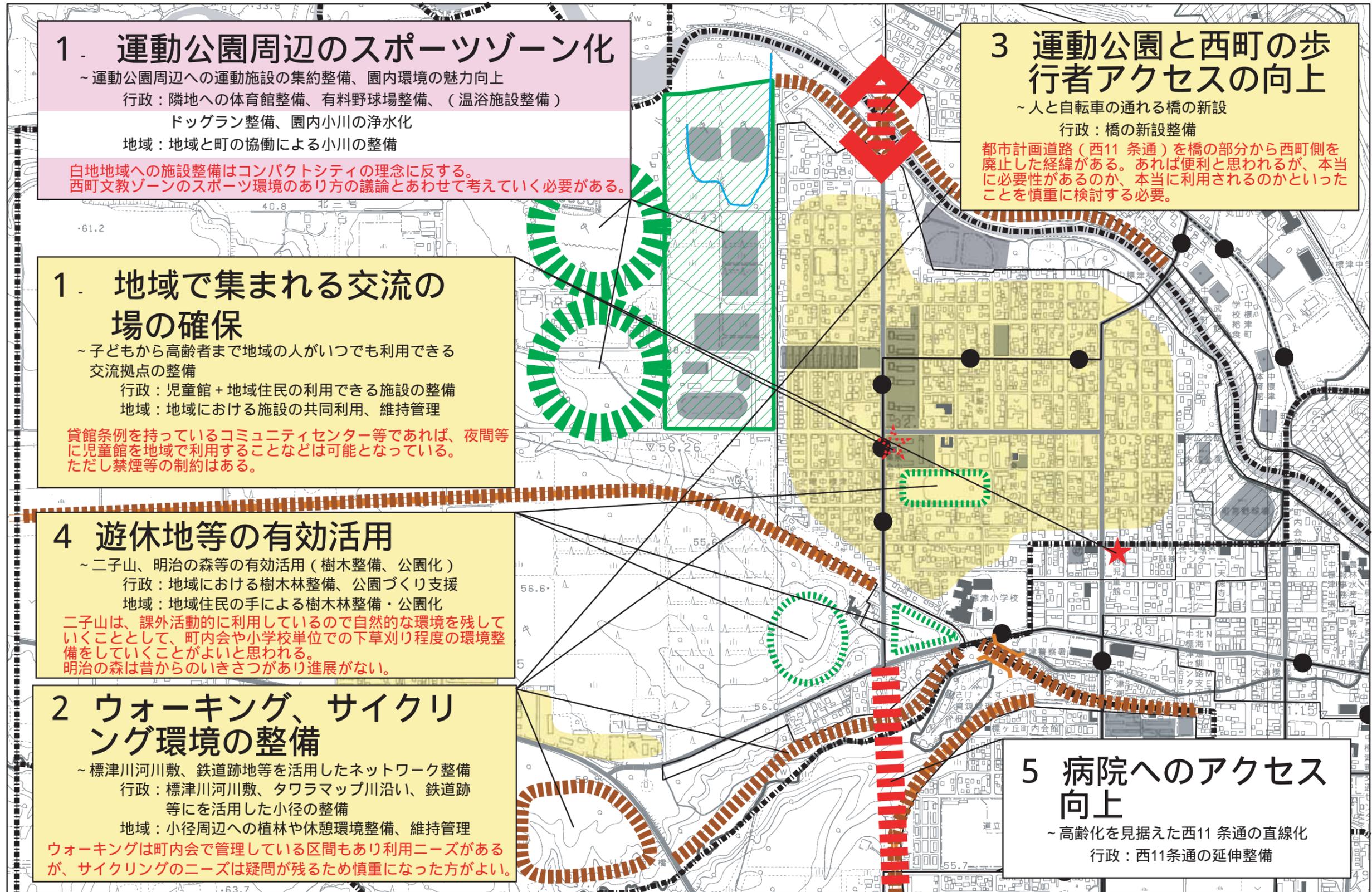
西部地域

・鉄道跡地などの歴史的環境施設があり、運動公園や野球場、泉運動広場など屋外スポーツ施設のある住宅地で、西側は酪農の町ならではの牧歌的な景観が広がり、国道沿いには工業系の土地利用が見られます。近年は交通量が増大し交通面での安全確保が求められています。

- 前向きに推進
- 検討課題有り
- 実現可能性低い

2010.0826 第4回策定委員会

赤字は庁内推進会議の意見



<その他意見等>

運動公園敷地内の有効活用(歩くスキーなど)。
二子山に植樹をして子どもたちの地域学習の場として活用できる森にしていくとよい。
水の美味しいまちなので湧き水も面白いまちづくりのキーワードになる。
住民による花づくり活動(緑町町内会館前、北6丁目の植樹樹の花壇づくり)。
高齢者を見守る地域活動(高齢者のマイカルテ、町内会とグループホームの交流)。

生活道路の環境改善(道路標識の整備(十字路など)、舗装整備)。
交通量の増大に伴う幹線道路の安全確保(通学路、北6丁目通、28線、西5条通、11条通)
公園の整備・維持管理(桜児童公園の防犯灯整備、皆川児童公園のゲートボール場化、緑町地区への公園整備、泉児童公園の再整備、泉運動公園のトイレ整備)
誰でも使える家庭菜園スペースがあると便利。

南部地域

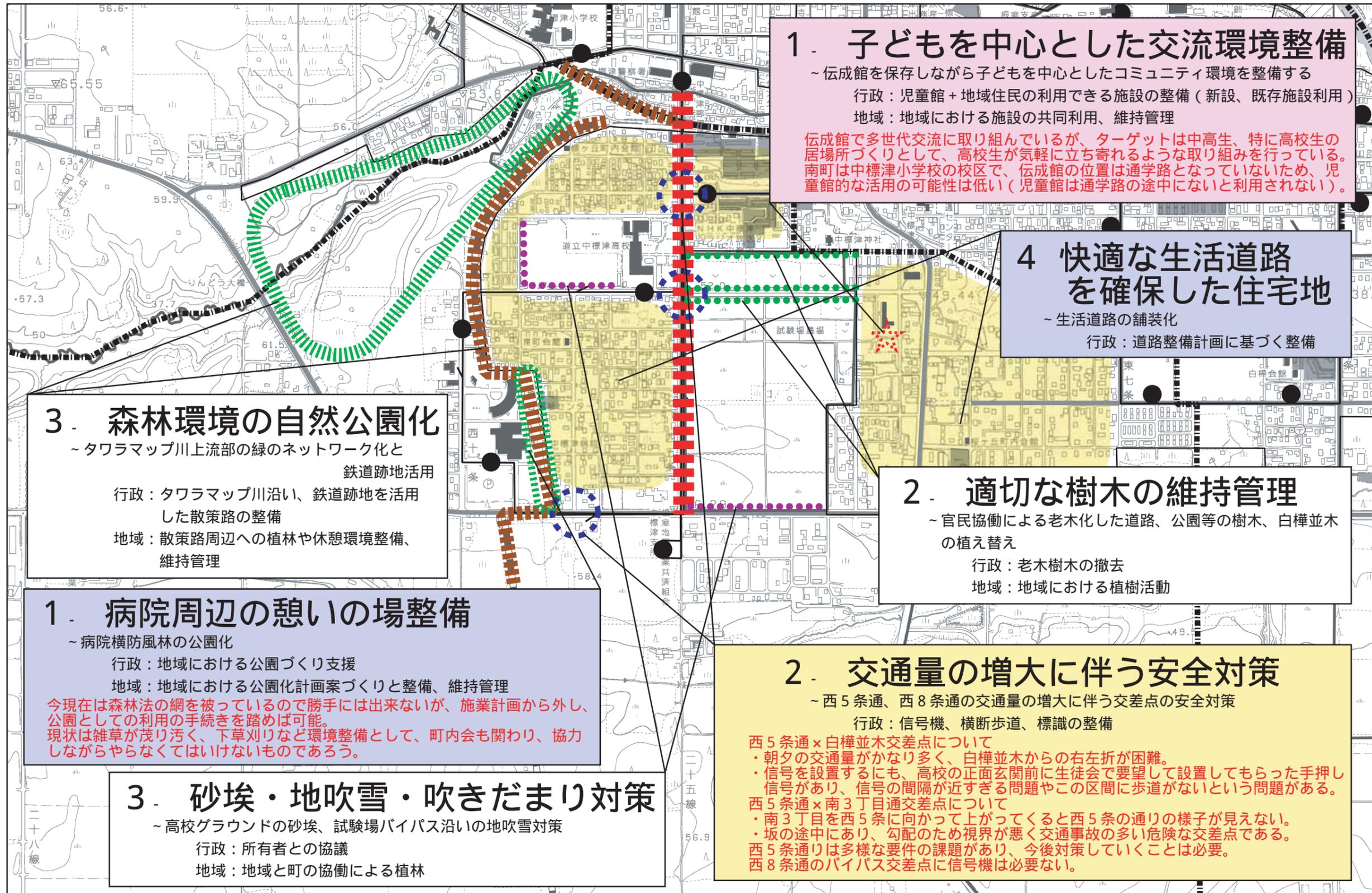
・タワラマップ川の自然に恵まれ、高台からの武佐岳の眺めがよい住宅地です。旧農業試験場伝成館や鉄道跡などの歴史的施設や、高校、さけますふ化場、農業試験場などの文教・研究施設、町立病院があり、バイパス沿いには郊外型ショッピングセンターがあります。

- 前向きに推進
- 検討課題有り
- 実現可能性低い

2010.0826

第4回策定委員会

赤字は庁内推進会議の意見



1. 子どもを中心とした交流環境整備

～伝成館を保存しながら子どもを中心としたコミュニティ環境を整備する
行政：児童館+地域住民の利用できる施設の整備（新設、既存施設利用）
地域：地域における施設の共同利用、維持管理

伝成館で多世代交流に取り組んでいるが、ターゲットは中高生、特に高校生の居場所づくりとして、高校生が気軽に立ち寄れるような取り組みを行っている。南町は中標津小学校の校区で、伝成館の位置は通学路となっていないため、児童館的な活用の可能性は低い（児童館は通学路の途中にないと利用されない）。

4. 快適な生活道路を確保した住宅地

～生活道路の舗装化
行政：道路整備計画に基づく整備

2. 適切な樹木の維持管理

～官民協働による老木化した道路、公園等の樹木、白樺並木の植え替え
行政：老木樹木の撤去
地域：地域における植樹活動

2. 交通量の増大に伴う安全対策

～西5条通、西8条通の交通量の増大に伴う交差点の安全対策
行政：信号機、横断歩道、標識の整備

西5条通×白樺並木交差点について
・朝夕の交通量がかなり多く、白樺並木からの右左折が困難。
・信号を設置するにも、高校の正面玄関前に生徒会で要望して設置してもらった手押し信号があり、信号の間隔が近すぎる問題やこの区間に歩道がないという問題がある。

西5条通×南3丁目通交差点について
・南3丁目を西5条に向かっていると西5条の通りの様子が見えない。
・坂の途中にあり、勾配のため視界が悪く交通事故の多い危険な交差点である。
西5条通りは多様な要件の課題があり、今後対策していくことは必要。
西8条通のバイパス交差点に信号機は必要ない。

3. 森林環境の自然公園化

～タワラマップ川上流部の緑のネットワーク化と
鉄道跡地活用
行政：タワラマップ川沿い、鉄道跡地を活用した散策路の整備
地域：散策路周辺への植林や休憩環境整備、維持管理

1. 病院周辺の憩いの場整備

～病院横防風林の公園化
行政：地域における公園づくり支援
地域：地域における公園化計画案づくりと整備、維持管理

今現在は森林法の網を被っているので勝手には出来ないが、施業計画から外し、公園としての利用の手続きを踏めば可能。
現状は雑草が茂り汚く、下草刈りなど環境整備として、町内会も関わり、協力しながらやらなくてはいけないものである。

3. 砂埃・地吹雪・吹きだまり対策

～高校グラウンドの砂埃、試験場バイパス沿いの地吹雪対策
行政：所有者との協議
地域：地域と町の協働による植林

<その他意見等>

タワラマップ川上流は自然に近い状態のまま残っている。
高台（南3丁目通周辺）からの景観（武佐岳の眺望）がよい。
南3丁目通の花壇づくりは沿線町内会ごとに花の種類、植え方がばらばら。
伝成館（旧農業試験場）の維持保全が重要。
子どもたちが自然や人とふれ合う取組をたくさんしていくことが大切。
農業試験場の土地の有効利用が望まれる。（体験牧場等多数アイデアあり）

国道（バイパス）の桜並木は歩道の外側に植えるべき（融雪剤で枯れる）。
国道（バイパス）が暗いので歩行者の安全対策として街灯の整備を望む。
標ヶ丘会館の周りへの遊具整備。南10丁目空地の公園、緑地化。
公園の適切な維持管理（双葉児童公園の老朽化等）。
南9丁目通を大通りに接続することを望む。
不十分な道路の除雪作業（溶けるとわだちになるほど雪を残していく）。

中心部地域

- ・タワラマップ川、東一条通を中心に古くから商店街として栄えた商業地域があり、文化会館や図書館、金融機関、医療施設、バスセンターなど主要な施設が整った地域です。
- ・郊外大型店に人が流れ、空き店舗も目立つようになり、賑わいが減少してきています。

- 前向きに推進
- 検討課題有り
- 実現可能性低い

2010.0826

第4回策定委員会

赤字は庁内推進会議の意見

1. 楽しく快適に歩ける通りを整える

～丸山公園・東一条・タワラマップ川親水広場・中央通・商店街を回遊する環境を整える

行政：東一条通、中央通の歩行者に優しい段差のない歩道の拡幅整備
丸山公園と東一条をつなぐ橋の新設整備

地域：店先での憩いの場、癒やしの演出（花、ベンチ、照明など）
通りの癒やし演出（街路樹、花壇、プランター、アイスキャンドルなど）
通り沿いにモニュメントのある文化性の高いまちなか演出

道路のハード整備よりも、店構え（店先の花、開いたドア、暖簾など）の方から通りの演出を行い、歩きたくなる環境を整えるのが大事。

1. 気軽に集まれるたまり場を整える

～子どもからお年寄り、障がい者まで誰もが気軽に集える拠点を整える

行政：タワラマップ川の親水広場の整備（屋外のたまり場）

気軽に利用できる交流施設の整備（空店舗利用の屋内のたまり場）

地域：タワラマップ川（親水広場）でのイベント開催

たまり場の活用、運営、維持管理（団らん、サロン、直売所、軽食等）

なかまっぶの一階が利用されていないのは、気軽に入れる雰囲気欠如、休憩する場など人をもてなす空間となっていないことが要因では？
既存の施設や空間をもっと居心地の良い環境にしてあげることから行うのがよい。

2 鉄道跡地活用

～鉄道跡地の散策路整備

行政：鉄道跡地を活用した散策路の整備

地域：散策路周辺への植林や休憩環境整備、
維持管理

1. 不法投棄箇所の公園化整備

～緑化・公園化

行政：古いブロック小屋の解体

地域における公園づくり支援

地域：地域力による公園の整備、維持管理

小屋の所有者は、ここ5年間では対応できないが、その後はなんとかしていきたいと話している。
不法投棄の問題は小屋だけの問題でもないので、小屋の所有者の事業者をターゲットにした表現の仕方はふさわしくない。

1. 立ち寄れる場が点在する環境を整える

～立ち寄りの拠点、憩いの拠点があちこちにある賑わい環境を整える

行政：店舗の集約化、新規出店の支援

駐車場の整備（東一条通の駐車場確保）

地域：店舗の集約化（空き店舗、空き地の集約・活用）

個人の庭先でのオープンガーデン（フラワーマスターの講習会から実施）

連携した集客イベントの開催

拠点は、居心地の良い環境にしてあげること、店構えの演出など、歩きたくなる環境を整えるのが大事。

<その他意見等>

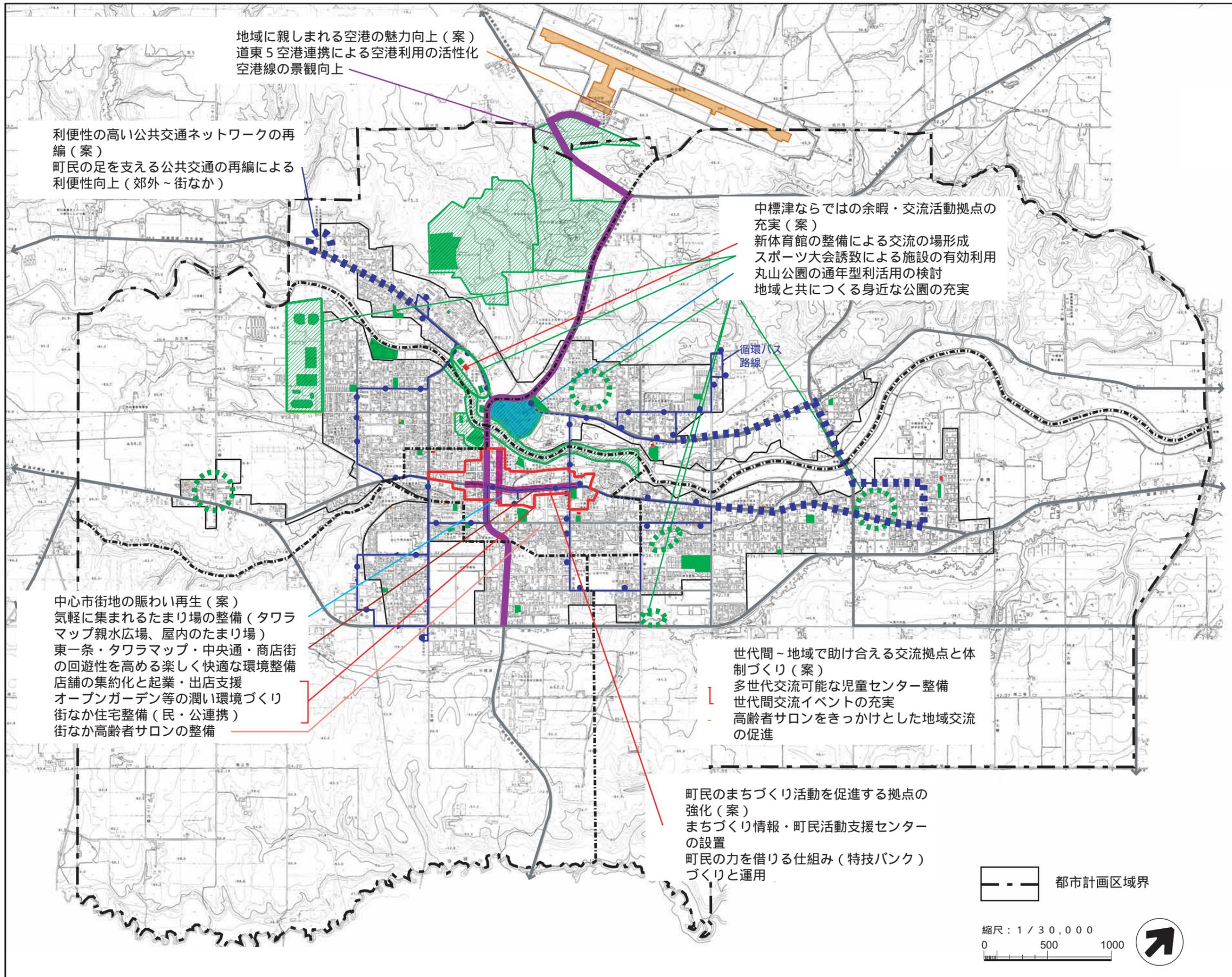
中標津神社周辺エリアの魅力（白花のエンレイソウ草群生、鎮守の森、チャシ跡）。
標津川河川敷の有効利用しぐるっと一周できるようになるとよい。
歴史のある地域（商業発祥の地、簡易水道発祥の地、トロッコの歴史）のストーリー性。
いろいろな食材が集まる魅力を活かしたお店づくりやPR。
若者向けの魅力として映画館やアミューズメントスペースが出来るとなるとよい。
大通坂道から東1条方面の市街地景観、西5条通の菩提樹などの見どころ。

まちなかに公営住宅、アパート等の整備を望む。高齢者向け住宅の整備を望む。
まちなかの新たな拠点づくり（バスターミナル、体育館、郷土館集約、主要施設集約）。
酪農の町としての町全体の景観づくりのビジョンづくりと実践（モデル実践）。
公園の整備・維持管理（有効に利用できる公園への充実）。
災害対策（避難場所が少ない。標津川堤防の連続整備。標津川南における消防の配置）。
町内会の合併を検討する必要がある（加入戸数が少ない。子どもの数の減少）。

1 “ 共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり ”

都市の整備方針（案）

～ “ 共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり ” ～



- 1 ふれあい、交流を育む暮らしの場
と居場所づくり（案）
利便性の高い公共交通ネットワークの再
編（案）
× 東7条へのバスターミナル整備

- 地域に親しまれる空港の魅力向上（案）
中標津ならではの余暇・交流活動拠点の
充実（案）
× 有料野球場、サッカー場の整備
× 美術館整備（民間に期待）
× 試験場前への広域公園整備

中心市街地の賑わい再生（案）

- 2 共助、協働による地域で見守るサ
ポート体制の構築と活動推進（案）
世代間～地域で助け合える交流拠点と体
制づくり（案）
× 児童館と介護施設の併設整備

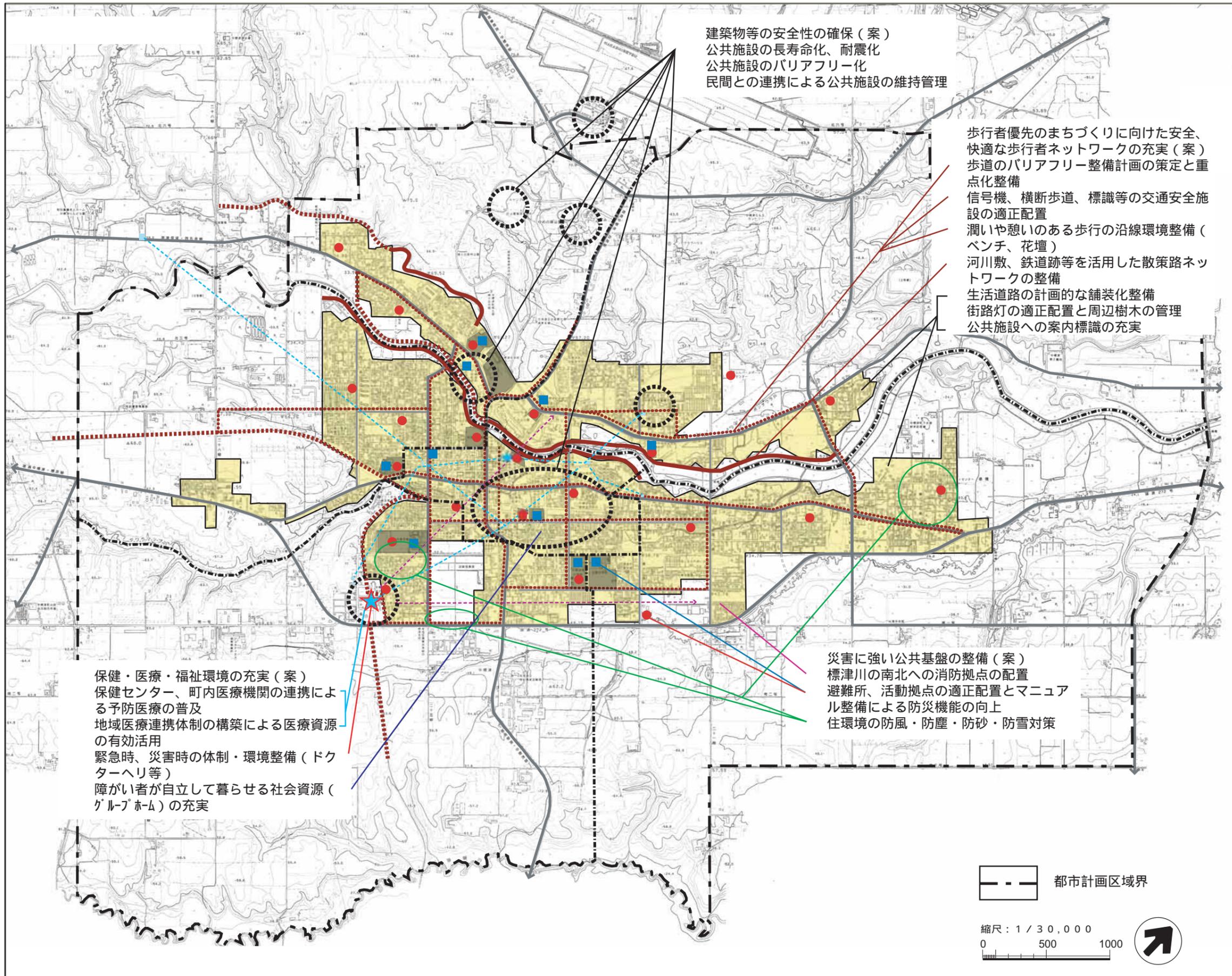
- 子どもを安心して育てられる環境の充実
（案）
● 子どもの居場所（児童館・公園）の整備
・充実
一時保育環境の整備
比較的障がいの重い子の教育環境の充実
× 街なかへの幼稚園整備

町民のまちづくり活動を促進する拠点の
強化（案）

2 “安全・安心のまちづくり”

都市の整備方針（案）

～ “安全・安心のまちづくり” ～



建築物等の安全性の確保（案）
 公共施設の長寿命化、耐震化
 公共施設のバリアフリー化
 民間との連携による公共施設の維持管理

歩行者優先のまちづくりに向けた安全、
 快適な歩行者ネットワークの充実（案）
 歩道のバリアフリー整備計画の策定と重
 点化整備
 信号機、横断歩道、標識等の交通安全施
 設の適正配置
 潤いや憩いのある歩道の沿線環境整備（
 ベンチ、花壇）
 河川敷、鉄道跡等を活用した散策路ネッ
 トワークの整備
 生活道路の計画的な舗装化整備
 街路灯の適正配置と周辺樹木の管理
 公共施設への案内標識の充実

保健・医療・福祉環境の充実（案）
 保健センター、町内医療機関の連携によ
 る予防医療の普及
 地域医療連携体制の構築による医療資源
 の有効活用
 緊急時、災害時の体制・環境整備（ドク
 ターヘリ等）
 障がい者が自立して暮らせる社会資源（
 グループホーム）の充実

災害に強い公共基盤の整備（案）
 標津川の南北への消防拠点の配置
 避難所、活動拠点の適正配置とマニユ
 アル整備による防災機能の向上
 住環境の防風・防塵・防砂・防雪対策

1 誰もが安全・安心に生活できる質
 の高い暮らしの環境づくり（案）
 保健・医療・福祉環境の充実（案）
 ×街なかへの医療施設の配置

歩行者優先のまちづくりに向けた安全、
 快適な歩行者ネットワークの充実（案）

建築物等の安全性の確保（案）

災害に強い公共基盤の整備（案）
 情報発信拠点の整備検討に伴う防災情報
 の取り扱いの検討
 防災備蓄倉庫の整備
 避難・輸送路の確保
 浸水防除対策（浸水地区の解消）

2 官民協働の中標津型地域コミュニ
 ティ体制の構築と安全・安心活動
 の推進（案）
 隣人を見守る地域活動体制の構築（案）
 町内会を中心とした地域コミュニティ活
 動（防犯、防災、見守り、交流等）体制
 の構築と支援強化
 コレクティブ型公営住宅の整備検討

地域防災体制の構築（案）
 自主防災組織の設立と合同訓練の促進
 災害時要支援者（高齢者、障がい者等）
 への支援体制の構築

地域除雪体制の構築（案）
 民間活力を活用した除雪体制の検討
 地域力を活かした福祉除雪体制の充実

都市計画区域界

縮尺：1 / 30,000
 0 500 1000



3 “連携・創造の活力あるまちづくり”

都市の整備方針（案）

～ “連携・創造の
活力あるまちづくり” ～

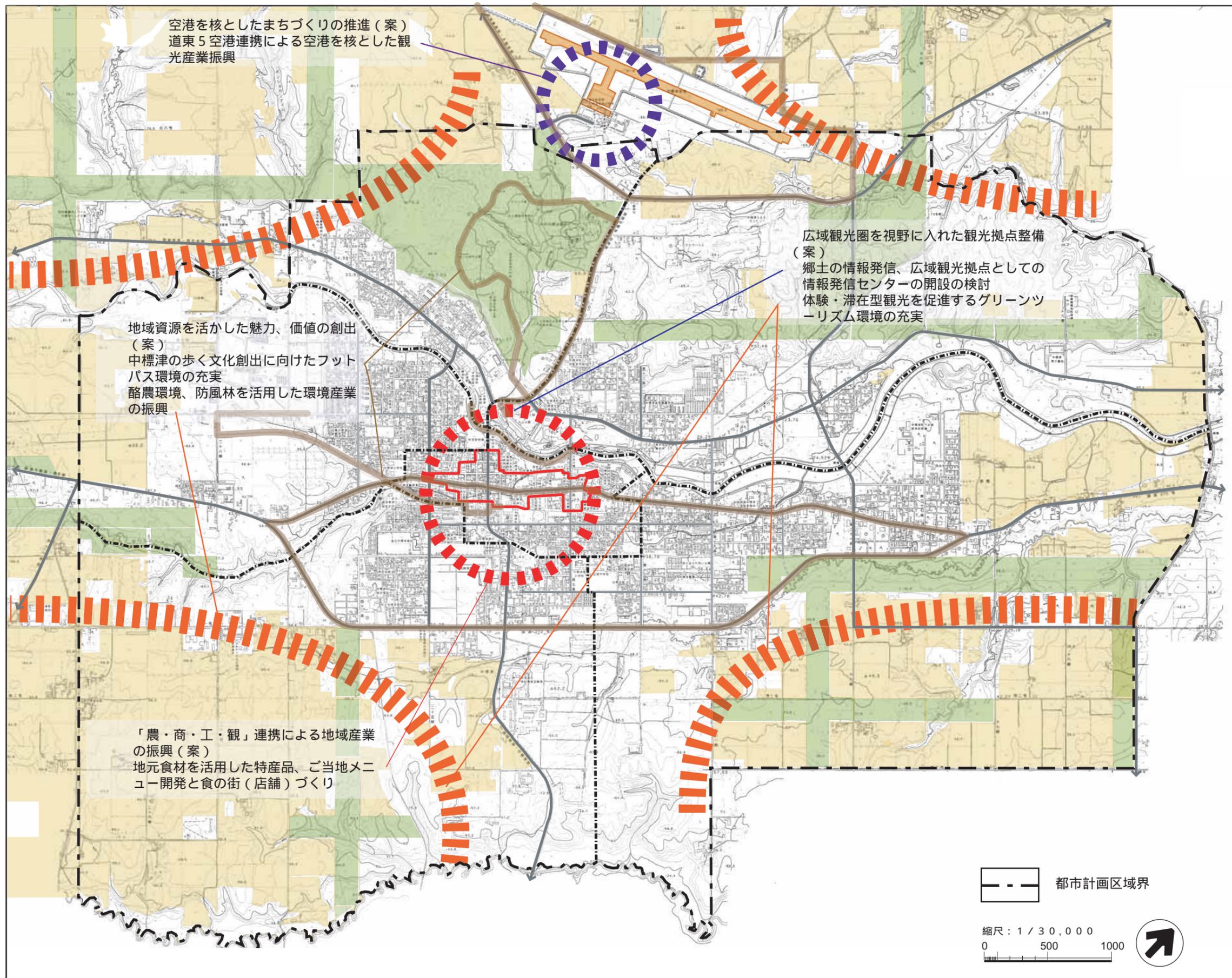
- 1 中標津の潜在的魅力"を活かした
活力づくり（案）
空港を核としたまちづくりの推進（案）
× 大型工場の誘致

広域観光圏を視野に入れた観光拠点整備
（案）
観光案内プロの育成
× 武佐岳スキー場の開発

地域資源を活かした魅力、価値の創出
（案）
中標津の歩く文化創出に向けたフット
パス環境の充実
酪農環境、防風林を活用した環境産業の
振興
農業を学ぶ環境の充実（ルーキーズカレ
ッジの充実）
× 介護関連施設の誘致

- 2 連携・ネットワーク構築による地
域活力の再生（案）
「農・商・工・観」連携による地域産業
の振興（案）
農商工観連携による地域のイメージ戦略
づくりとマーケティング
× 地場産物提供の屋台村整備

「産・学・官」連携による地域の再生（
案）
連携大学との協働事業の充実
農業高校の研究活動と連携した地域振興
方策の検討
学校～地域連携による芸能文化、スポー
ツ普及・振興



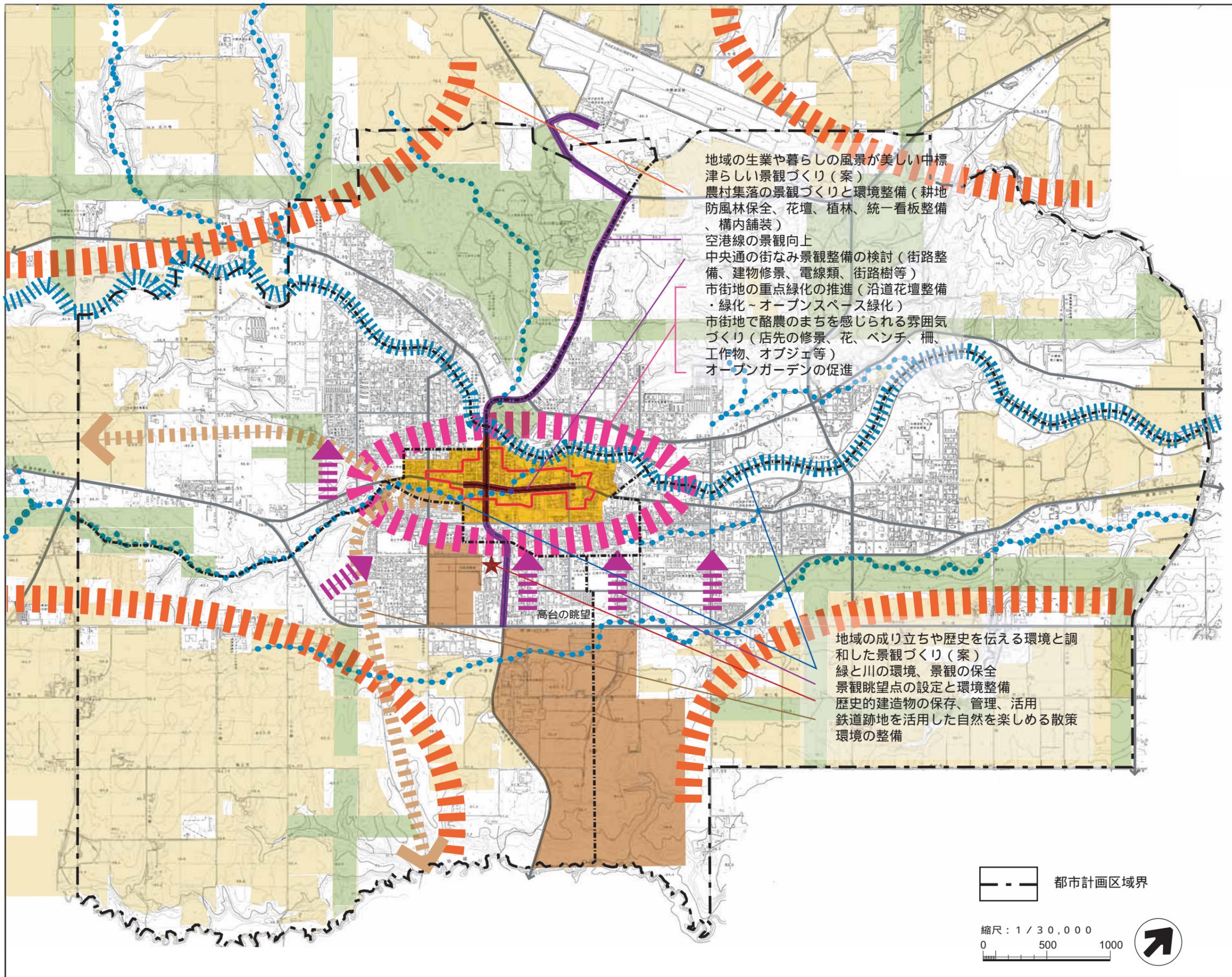
：住民ワークショップ意見より ：町内推進会議より 塗りつぶし：策定委員会意見より ×：実現可能性が低いなど今後10年の中での想定なし

4 “個性豊かで美しい風格のあるまちづくり”

都市の整備方針（案）

～ “個性豊かで美しい風格のあるまちづくり” ～

- 産業活動や歴史を重んじた風格ある景観づくり（案）
 - 地域の生業や暮らしの風景が美しい中標津らしい景観づくり（案）
 - × 酪農の放牧主体の育成への転換（放牧風景の資源化）
 - 地域の成り立ちや歴史を伝える環境と調和した景観づくり（案）
 - 自然と調和する建築物・工作物の整備促進（開陽台周辺景観重点区域）
 - 旧開陽温泉跡地周辺の景観整備（廃屋の処分・植林）
- 地域が一丸となって景観づくりに取り組む体制の構築と景観づくり運営（案）
 - 地域の自律的景観運営の促進（案）
 - 景観に関する認識の共有に向けた情報共有、意識醸成
 - 身近な環境をきれいに保つ習慣化、マネー啓発
 - 地域単位の景観活動組織（景観活動団体）の設立
 - 民間活動団体同士の交流機会の創出と活動支援
 - 美しい景観づくりの実現を担保する法制度等の有効活用（案）
 - 景観法に基づく景観行政団体への移行、景観計画策定



地域の生業や暮らしの風景が美しい中標津らしい景観づくり（案）
 農村集落の景観づくりと環境整備（耕地防風林保全、花壇、植林、統一看板整備、構内舗装）
 空港線の景観向上
 中央通の街なみ景観整備の検討（街路整備、建物修景、電線類、街路樹等）
 市街地の重点緑化の推進（沿道花壇整備・緑化～オープンスペース緑化）
 市街地で酪農のまちを感じられる雰囲気づくり（店先の修景、花、ベンチ、柵、工作物、オブジェ等）
 オープンガーデンの促進

地域の成り立ちや歴史を伝える環境と調和した景観づくり（案）
 緑と川の環境、景観の保全
 景観眺望点の設定と環境整備
 歴史的建造物の保存、管理、活用
 鉄道跡地を活用した自然を楽しめる散策環境の整備

--- 都市計画区域界

縮尺：1 / 30,000
 0 500 1000

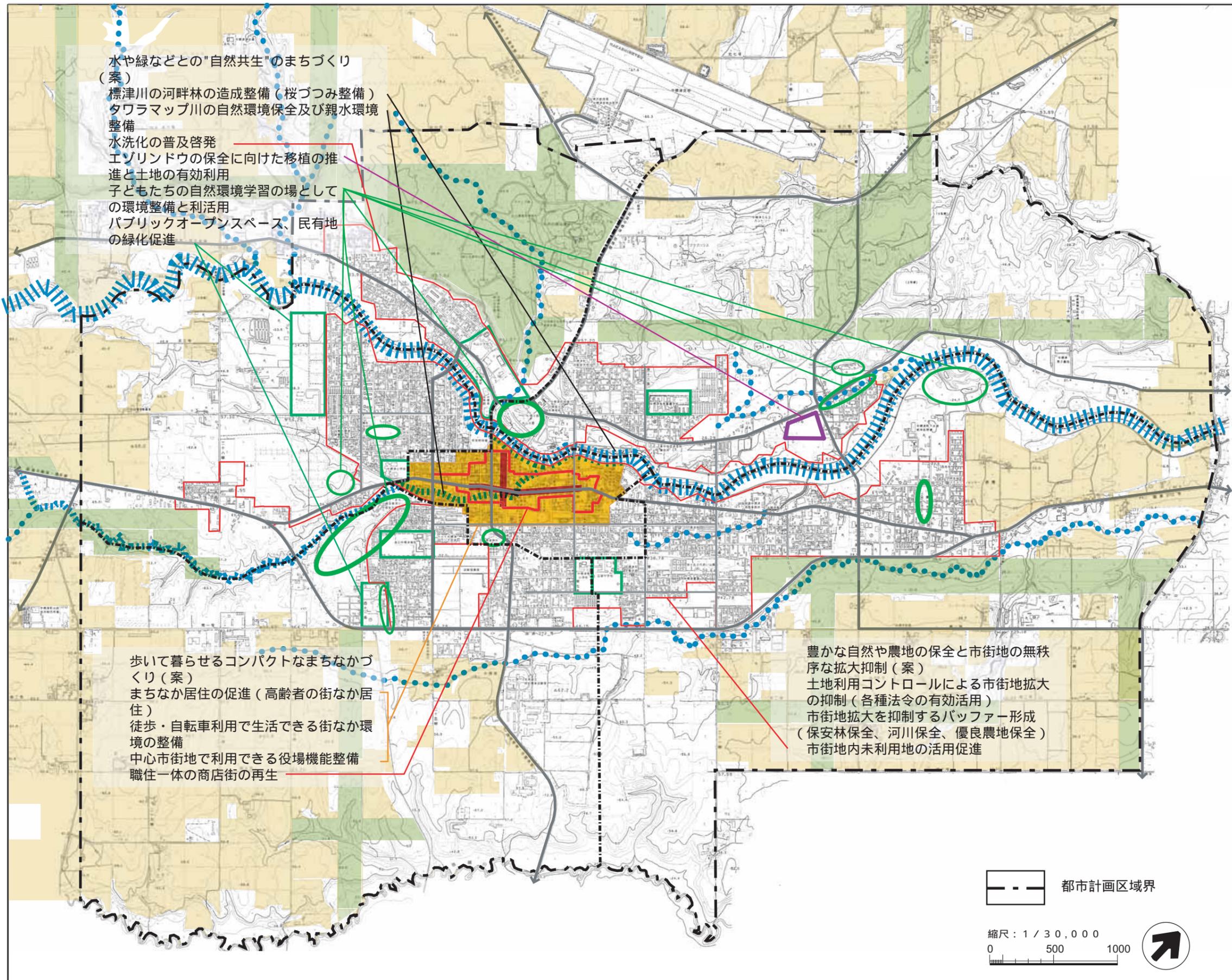


：住民ワークショップ意見より ：町内推進会議より 塗りつぶし：策定委員会意見より ×：実現可能性が低いなど今後10年の中での想定なし

5 “自律と共生のコンパクトなまちづくり”

都市の整備方針（案）

～ “自律と共生のコンパクトなまちづくり” ～



1 自然や環境、農村と共生するまちづくり（案）
 水や緑などとの“自然共生”のまちづくり（案）
 森林環境・景観の保全に向けた民有林の適切な管理・整備の促進
 パブリックオープンスペース、民有地の緑化促進
 官民協働による老木並木等の更新、維持管理

循環型社会に向けた“環境共生”のまちづくり（案）
 環境問題への取り組みテーマ設定と推進（環境基本計画の策定・推進）
 新エネルギー利用の住宅普及促進
 ×環境に取り組んでいる町宣言

“農都共生”の中標津らしい環境の魅力を活かした暮らしの場づくり（案）
 農村と市街や他町との交流の場の整備（直売等）
 都市間交流、お試し暮らしの充実（人的交流の促進）
 ×農業の法人化（離農、後継対策）

2 持続的な発展に向けて自律するコンパクトなまちづくり（案）
 豊かな自然や農地の保全と市街地の無秩序な拡大抑制（案）
 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり（案）
 ×街なかへの老人ホーム整備（民間活力に期待）

持続可能な官民協働によるまちづくりの推進（案）
 まちづくり町民会議等の継続した計画実施評価体制の構築
 官民協働による都市マス推進体制の構築

水や緑などとの“自然共生”のまちづくり（案）
 標津川の河畔林の造成整備（桜つつみ整備）
 タワラマップ川の自然環境保全及び親水環境整備
 水洗化の普及啓発
 エゾリンドウの保全に向けた移植の推進と土地の有効利用
 子どもたちの自然環境学習の場としての環境整備と利活用
 パブリックオープンスペース、民有地の緑化促進

歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり（案）
 まちなか居住の促進（高齢者の街なか居住）
 徒歩・自転車利用で生活できる街なか環境の整備
 中心市街地で利用できる役場機能整備
 職住一体の商店街の再生

豊かな自然や農地の保全と市街地の無秩序な拡大抑制（案）
 土地利用コントロールによる市街地拡大の抑制（各種法令の有効活用）
 市街地拡大を抑制するバッファ形成（保安林保全、河川保全、優良農地保全）
 市街地内未利用地の活用促進

--- 都市計画区域界

縮尺：1 / 30,000
 0 500 1000



：住民ワークショップ意見より ：町内推進会議より 塗りつぶし：策定委員会意見より ×：実現可能性が低いなど今後10年の中での想定なし

(その他)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「案の申し出」

整備、開発及び保全の方針の定時見直しの考え方について

1. 整備、開発及び保全の方針の位置づけ

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、整開保という）は、都市計画法（以下「法」という）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域毎に都市計画の目標 区域区分の決定の有無とその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものとされており、全ての都市計画はこれに即することとされている。

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、本来、長期的な見通しをもって定められる必要があり、また、個々の都市計画の決定に当たっては、その必然性、妥当性が説明される必要があるが、これが総体としての都市計画の一部を構成するものである以上、将来の目指すべき都市像との関係を踏まえて、総合性・一体性の観点から常に検証されなければならない。

このため、整開保は、あらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが求められている。

また、整開保において、どのような都市をどのような方針の下に実現しようとするのかを示すことにより、住民自らが都市の将来像について考え、都市づくりの方向性についての合意形成が促進されることを通じ、具体の都市計画が円滑に決定される効果も期待しうるものである。

2. 定時見直しの考え方

整開保は、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくというマスタープランの持つべき基本的性格から長期的に安定が求められるものであるが、今後は、整開保の策定段階で、その都市の将来像やその実現に向けた大きな道筋を決定するには限界がある場合も考えられる。

また、予定したプロジェクトの大幅な変更や予定していなかったプロジェクトの決定等、策定段階には想定していなかったような状況が発生することも考慮する必要がある。

従って、今後の整開保には、策定後の状況の変化を受けて適切な政策判断が可能となるような弾力性も必要であることから、策定時点である程度見通しが可能な事項について記載をし、その後、ある程度明確な見通しが立った事項を追加する等記述内容に弾力性を持たせる、あるいは部分的改訂を機動的に行う等の対応を視野に入れて整開保の策定を行い、そのフォローアップを行うことが望ましいものと考えられる。

3. 定時見直しにおける道と関係市町の役割分担

整開保は都市計画法第6条の2に基づき北海道が策定することとされている。

また、法第15条の2の規定に基づき関係市町村は道に対し、整開保の案の内容となるべき事項を申し出ることができる他、道は関係市町村に対し必要な協力を求めることができることとされている。

北海道においては、整開保の見直しにあたっては、当該都市の状況に精通しているのが各市町であること、各市町村が策定する市町村マスタープラン（以下「都市マス」という）は整開保に即することと定められているため、都市マスとの整合にも配慮しなければならないことから、法第15条の2の規定を基に、各市町が整開保の案を作成し、北海道に申し出ることが好ましいものとする。

このことから、北海道は、「案の申し出」を関係各市町あてに依頼する他、適宜関係機関と法定同意・協議等に向けた調整等を行うこととし、各市町は、北海道からの依頼に応じて「本事務要領」に基づいた整開保の案の作成を行い、道に申し出る他、これに先立ってこの案の作成に必要な関係機関との協議・調整を併せて行うことが好ましい。

整開保スケジュール

H22 2月	上	* 関係機関協議開始
3月	上 下	* 道都市計画課各班説明 国土交通省下下協議
4月	上 中	道都市計画課長説明・部長説明 道庁内関係各課説明
5月	中	国土交通省下協議
6月		* 関係機関協議終了
7月		* 原案提出（案の申し出）
8月	上	北海道 パブリックコメント開始
9月	上	北海道 パブリックコメント終了
10月		北海道 都市計画幹事会 北海道 都市計画審議会（予備審）
11月	上 下	国土交通省事前協議 省庁間協議
12月		
H23 1月	中	案の縦覧
2月	中	北海道 都市計画審議会 国土交通省同意協議
3月	下	決定告示

（*印の付いている項目は市町が実施、他は道が実施する）

中標津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

中標津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

・都市計画の目標

1．基本的事項

(1) 目標年次

都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を平成 32 年の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

区分	市町村名	範囲	規模
中標津都市計画区域	中標津町	行政区域の一部	約 4,441 ha

2．都市づくりの基本理念

(1) 都市の現状と課題

中標津町は、釧路・根室連携地域根室地域の中央部に位置し、中標津空港を有するなど、釧路・根室連携地域根室地域の中核都市として発展してきた。

人口増加による地域の発展とともに、市街地が拡大し、都市基盤施設等が充実してきたが、同時に市街地のスプロール化や中心市街地の空洞化の進行などの問題を抱えている。また、公共施設についても、郊外への移転、立地などが見られることから、既成市街地における適正な立地に努める必要がある。

基幹産業は酪農を中心とした農業であり、市街地周辺には保安林をはじめとする森林や優良な農地等が広がり牧歌的な景観を形成しているが、市街地周辺の農地の宅地化など無秩序な市街地の拡大が進んでいることから、自然環境や田園景観を維持するために優良な農地等の保全を図ることが課題となっている。

(2) 都市づくりの基本理念

中標津町では、自然や歴史といった環境を大切にすなかで、交流を楽しみ、共生を重んじ、そして自律を追求し、人間中心に据えた都市を実現するため、将来の都市像を「環境首都 なかしべつ」と定め、自然環境と歴史環境を大切にした都市の骨格づくりと交流・共生・自律をテーマとした拠点やネットワークからなる都市の構造づくりを進めるとともに、住民の生活実感に基づいたリアリティのある都市の整備を推進することとしている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の増加は鈍化し少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

・区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、産業については停滞している状況であり、今後とも発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、人口や世帯数は緩やかな増加の傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活

用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

・主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域の市街地中心部は、居住機能や商業業務機能、観光・レクリエーション機能の複合拠点として土地利用を図る。また、既成市街地では、自然環境や歴史環境、公共性の高い環境のネットワーク化を進めながら、低未利用地の有効活用を図りつつ、住環境や商業業務環境、観光・レクリエーション環境の充実に向けた土地利用を進める。

このほか、本区域においては、少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業地の各用途を次のとおり配置する。

住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、中心商業業務地の周囲に配置し、生活利便施設の立地を図りつつ、良好な住環境の保全が図られたまちなか居住を推進する。
- ・一般住宅地は、幹線道路の沿道や工業地の周囲に配置し、一定の生活利便施設の立地を許容しつつ、住環境の保全を図る。
- ・専用住宅地は、標津川北側の市街地の外縁部に低層住宅を主体とした専用住宅地を、標津川北側の市街地の中心部や標津川南側の市街地の外縁部などに中高層住宅を主体とした専用住宅地を配置し、周辺の自然環境や田園環境と調和した良好な住環境の形成を図る。

商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・4・1号中央通（主要道道中標津標茶線、一般道道川北中標津線）と3・4・3号大通（一般道道中標津空港線）の交差点を中心とした沿道に配置し、商業業務施設や飲食店が集積した商業系土地利用の維持、増進を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・4・1号中央通（主要道道中標津標茶線）及び3・5・16号南環状線（国道272号）の沿道の一部に配置し、背後地の住環境等の保全に配慮するとともに沿道における利便性の確保を図る。

工業地

- ・本区域の工業地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は、標津川南側の市街地の東側に配置し、コンクリートプラント等工業施設の立地を図るとともに、特別用途地区を定めることにより、合理的な操業環境の維持と周辺の住宅地における住環境の保全に配慮する。
- ・一般工業地は、3・4・1号中央通（一般道道川北中標津線）の沿道などに配置し、交通利便性の高さを生かした工業系土地利用の維持、増進を図る。

(2) 土地利用の方針

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・市街地内に点在する工業系用途地域については、工業系土地利用の動向等を踏まえ、周辺の住環境の保全に配慮し、住宅地と一体的な土地利用が図られるよう、

用途地域の見直しを進める。

- ・ 住居系未利用地については、市街地における土地利用の動向等を踏まえ、地域の特性に応じた適切な土地利用が図られるよう計画的な誘導等を進める。

居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 道路等公共施設の整備水準の低い住宅地については、公共施設の整備を進め住環境の向上を図る。

- ・ 市街地中心部への住宅の移転、集積を促進するため、未利用地における土地利用を促進するとともに、まちなかでの良好な住環境の形成を図る。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 郷土景観を構成する中標津保健所周辺の河岸段丘樹林地やタワラマップ川上流部沿岸の樹林地は、都市における良好な自然環境を有していることから、これらの樹林地の保全に努める。

優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 本区域のうち、集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 市街地の周囲に存在する保安林等については、牧歌的な田園景観を構成する重要な要素でもあることから、今後も積極的な保全を図る。

計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 3・5・16号南環状線（国道272号）の北側の用途白地地域のうち、既に住宅地や公共施設用地として都市的土地利用が図られており、住環境の保全等の必要性が認められる区域については、周辺土地利用の状況等に応じて用途地域又は特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

- ・ 3・5・16号南環状線（国道272号）の南側の用途白地地域については、特定用途制限地域を定めることにより、無秩序な市街化を抑制し、農地や森林などの良好な田園環境の保全を図る。

- ・ 公共施設については用途白地地域への立地を抑制し、既成市街地内で適正立地を図ることにより、都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進める。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

基本方針

a 交通体系の整備の方針

中標津町は、釧路根室連携地域根室地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口増加の鈍化などの社会情勢の変化に対応した、将来都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化している

ことから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えの基に、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。
- ・中標津町は、歩行者優先の道路整備に視点を転換しており、特に市街地の中心部において、ゆとりある歩行者道の形成に努める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域のかつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、都市計画道路の整備を図る。

年次	平成17年(基準年)	平成32年(目標年)
幹線街路網密度	1.64km/k m ²	2.08km/k m ²

主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・地域高規格道路釧路中標津道路(計画路線)、根室中標津道路(計画路線)が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・5・16号南環状線(国道272号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・1号中央通(主要道道中標津標茶線、一般道道川北中標津線)、3・4・2号西5条通(一般道道俣落西五条線)、3・4・3号大通(主要道道中標津空港線)、3・4・4号駅前通(一般道道中標津停車場線)、3・4・14号西町通(一般道道俣落西五条線)、3・3・17号空港線(主要道道中標津空港線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。
- ・3・4・4号駅前通(一般道道中標津停車場線)に交通広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

主要な施設の整備目標

a 道路

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

- ・3・4・1号中央通(主要道道中標津標茶線、一般道道川北中標津線)の整備促進
- ・3・4・14号西町通(一般道道俣落西五条線)の整備促進

(2) 下水道及び河川

基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道の普及を促進する。

イ 河川

- ・自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は平成17年で80.8%であり、今後も市街地の普及促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら中標津公共下水道の普及を促進するとともに、適切な改築更新を図る。

b 河川

- ・標津川、タワラマップ川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。

主要な施設の整備目標

a 下水道

- ・下水道については適切な維持管理を行い、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を図る。

b 河川

- ・標津川、タワラマップ川の河川改修の促進を図る。

(3) その他の都市施設

基本方針

a 廃棄物処理施設

- ・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、中標津町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。
- ・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

中標津町における緑地の形態は、中央を東西に流れる標津川を主軸とし、丘陵地の樹林地やその他の現存する樹林により市街地を環状に覆い、これら外周から水辺その他の緑地が市街地にくさび形状に入り込む形態となっている。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。

(2) 主要な緑地の配置の方針

- ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として、住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。
- ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動拠点などとして機能する都市

基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ることとし、中標津町運動公園、標津川緑地などの配置、整備を図る。

- ・広域的なレクリエーションや地域の観光振興、住民と行政との協働に資する広域公園として、ゆめの森公園、緑ヶ丘森林公園を配置する。
- ・自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努めることとし、中標津保健所周辺の河岸段丘樹林地、タワラマップ川上流部の豊かな緑などの保全に努める。
- ・標津川やタワラマップ川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。
- ・公園施設については、長寿命化を図りながら、改築更新を行う。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。

整備、開発及び保全の方針新旧対照表

【新】

【旧】

【変更理由】

中標津都市計画区域（中標津町）（非線引き都市計画区域）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

・都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を平成32年の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

区分	市町村名	範囲	規模
中標津都市計画区域	中標津町	行政区域の一部	約 4,441 ha

2. 都市づくりの基本理念

(1) 都市の現状と課題

中標津町は、釧路・根室連携地域根室地域の中央部に位置し、中標津空港を有するなど、釧路・根室連携地域根室地域の中核都市として発展してきた。

人口増加による地域の発展とともに、市街地が拡大し、都市基盤施設等が充実してきたが、同時に市街地のスプロール化や中心市街地の空洞化の進行などの問題を抱えている。また、公共施設についても、郊外への移転、立地などが見られることから、既成市街地における適正な立地に努める必要がある。

基幹産業は酪農を中心とした農業であり、市街地周辺には保安林をはじめとする森林や優良な農地等が広がり牧歌的な景観を形成しているが、市街地周辺の農地の宅地化など無秩序な市街地の拡大が進んでいることから、自然環境や田園景観を維持するために優良な農地等の保全を図ることが課題となっている。

(2) 都市づくりの基本理念

中標津町では、自然や歴史といった環境を大切にしながら、交流を楽しみ、共生を重んじ、そして自律を追求し、人間中心に据えた都市を実現するため、将来の都市像を「環境首都 なかしべつ」と定め、自然環境と歴史環境を大切にしながら都市の骨格づくりと交流・共生・自律をテーマとした拠点やネットワークからなる都市の構造づくりを進めるとともに、住民の生活実感に基づいたリアリティのある都市の整備を推進することとしている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の増加は鈍化し少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

・区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、産業については停滞している状況であり、今後とも発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、人口や世帯数は緩やかな増加の傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用

中標津都市計画区域（中標津町）（非線引き都市計画区域）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

・都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

都市づくりの基本理念、将来の都市構造については平成32年を想定し、土地利用、都市施設等の決定の方針については、平成22年の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次の通りである。

区分	市町村名	範囲	規模
中標津都市計画区域	中標津町	行政区域の一部	約 4,441 ha

2. 都市づくりの基本理念

(1) 都市の現状と課題

本都市計画区域は北海道根室支庁管内の中央部に位置し、根室支庁管内の中核都市として発展してきた。

人口増加による地域の発展とともに、市街地が拡大し、都市基盤施設等が充実してきたが、同時に市街地のスプロール化や中心市街地の空洞化の進行などの問題を抱えている。

(2) 都市づくりの基本理念

中標津の豊かな自然と都市的機能を活かし、新しい時代にふさわしいまちづくりを進めていくために、まちづくりの理念を「美しい自然・環境・景観」「個性、創造性、魅力に富む人」「活気とふれあいのある美しいまち（産業・都市基盤・機能）」の3つ要素が共生し、調和のとれたまちを形成する。

まちづくりを進めるため、まちづくりのテーマを「活力みなぎる緑の郷土なかしべつ～人と自然と街の共生～」とする。

・区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、未線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、産業については停滞している状況であり、今後とも発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、人口や世帯数は緩やかな増加の傾向を示しているが、将来の市街地については現

目標年次の変更

語句の修正

文章の整理（課題の整理）

「中標津町都市計画マスタープラン」(平成22年度見直し)(以下「都市マス」という)の反映

「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」(平成18年7月策定)の反映

事務要領の見直しによる項目名の修正
語句の修正

語句の修正

「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」

整備、開発及び保全の方針新旧対照表

【新】

しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

・主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域の市街地中心部は、居住機能や商業業務機能、観光・レクリエーション機能の複合拠点として土地利用を図る。また、既成市街地では、自然環境や歴史環境、公共性の高い環境のネットワーク化を進めながら、低未利用地の有効活用を図りつつ、住環境や商業業務環境、観光・レクリエーション環境の充実に向けた土地利用を進める。

このほか、本区域においては、少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業地の各用途を次のとおり配置する。

— 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、中心商業業務地の周囲に配置し、生活利便施設の立地を図りつつ、良好な住環境の保全が図られたまちなか居住を推進する。
- ・一般住宅地は、幹線道路の沿道や工業地の周囲に配置し、一定の生活利便施設の立地を許容しつつ、住環境の保全を図る。
- ・専用住宅地は、標津川北側の市街地の外縁部に低層住宅を主体とした専用住宅地を、標津川北側の市街地の中心部や標津川南側の市街地の外縁部などに中高層住宅を主体とした専用住宅地を配置し、周辺の自然環境や田園環境と調和した良好な住環境の形成を図る。

— 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・4・1号中央通（主要道道中標津標茶線、一般道道川北中標津線）と3・4・3号大通（一般道道中標津空港線）の交差点を中心とした沿道に配置し、商業業務施設や飲食店が集積した商業系土地利用の維持、増進を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・4・1号中央通（主要道道中標津標茶線）及び3・5・16号南環状線（国道272号）の沿道の一部に配置し、背後地の住環境等の保全に配慮するとともに沿道における利便性の確保を図る。

— 工業地

- ・本区域の工業地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は、標津川南側の市街地の東側に配置し、コンクリートプラント等工業施設の立地を図るとともに、特別用途地区を定めることにより、合理的な操業環境の維持と周辺の住宅地における住環境の保全に配慮する。
- ・一般工業地は、3・4・1号中央通（一般道道川北中標津線）の沿道などに配置し、交通便利性の高さを生かした工業系土地利用の維持、増進を図る。

(2) 土地利用の方針

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・市街地内に点在する工業系用途地域については、工業系土地利用の動向等を踏まえ、周辺の住環境の保全に配慮し、住宅地と一体的な土地利用が図られるよう、用途地

【旧】

在の市街地と同程度と想定し、今後はこれまで整備を進めてきた社会基盤投資を活用した内部充実型のまちづくりを基本とし、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

・主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

・市街地中心部は、住居系や商業・業務系、観光・レクリエーション系の複合拠点としての土地利用を図るとともに、既成市街地では自然環境や歴史環境、公共性の高い環境とそのネットワーク化を図りながら、低未利用地の有効活用や住環境や業務環境、レクリエーション環境の向上に向けた土地利用を進める。

— 住宅地

- ・既成市街地内の住居系地区は、市街地中心部の周辺に形成されているが、大小様々な低未利用地が存在する。また、主として東西方向に拡大している新市街地のほとんどは住居系地区であり、特に、国道、道道沿道では空洞化が進行している。このことから、市街地中心部においては、低未利用地の活用や老朽化した集合住宅の建替の促進等による土地の有効活用を図り住宅地として土地利用を図る。

— 商業業務地

- ・市街地中心部における3・4・1号中央通（主要道道中標津標茶線、一般道道川北中標津線）3・4・3号大通（一般道道中標津空港線）沿道に商店街や飲食店などが集積しており、今後とも商業業務地として土地利用を図る。
また、広域アクセス性の高い3・5・16号南環状線（国道272号）沿道等には沿道サービス型商業・業務施設の立地が進んでる状況にあることから、住居系施設との関係に配慮しながら、広域圏や空港利用者等に配慮した沿道サービス系の土地利用を図る。

— 工業地

- ・市街地東側の中標津下水終末処理場周辺は中小規模の工業系の土地利用が図られ、木材工場やプラント工場等が立地している。今後とも工業地として土地利用を図るとともに、当該地及び隣接した住居系の土地利用を図った地域への環境に配慮した既存樹木の保全や敷地内での緑地の確保などを進める。
- ・工業系の建物が施設単位で市街地内に点在しており、3・4・14号西町通（一般道道俣落西五条線）3・4・5号川沿通、3・4・1号中央通（主要道道中標津標茶線、一般道道川北中標津線）東側等の沿道では、工場、資材置場等が住宅地に混在して立地している。
このことから、市街地内の中小規模の工場は、市街地西側及び東側の工業系の土地利用が図られている地域や、住居系との混在がみられない地区などへの誘導を図るとともに、周辺の住環境の向上を図るため敷地内での緑地の確保などを進める。

(2) 土地利用の方針

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・工業系施設が、施設単位で市街地に点在し住宅地に混在した状態が見られることから、工業系の土地利用を図る地域への誘導を図るなど、今後の動向を見極めな

【変更理由】

（平成18年7月策定）の反映

文章の整理

「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」（平成18年7月策定）の反映

事務要領の見直しによる順番の変更
文章の整理（配置の方針の明確化）

事務要領の見直しによる順番の変更
文章の整理（配置の方針の明確化）

事務要領の見直しによる順番の変更
文章の整理（配置の方針の明確化）

文章の整理

整備、開発及び保全の方針新旧対照表

【新】	【旧】	【変更理由】
<p>域の見直しを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>住居系未利用地については、市街地における土地利用の動向等を踏まえ、地域の特性に応じた適切な土地利用が図られるよう計画的な誘導等を進める。</u> 居住環境の改善又は維持に関する方針 ・<u>道路等公共施設の整備水準の低い住宅地については、公共施設の整備を進め住環境の向上を図る。</u> ・<u>市街地中心部への住宅の移転、集積を促進するため、未利用地における土地利用を促進するとともに、まちなかでの良好な住環境の形成を図る。</u> <p>都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>郷土景観を構成する中標津保健所周辺の河岸段丘樹林地やタワラマップ川上流部沿岸の樹林地は、都市における良好な自然環境を有していることから、これらの樹林地の保全に努める。</u> 優良な農地との健全な調和に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>本区域のうち、集団的農用地や、国・道沿の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。</u> 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・<u>溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。</u> 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・<u>市街地の周囲に存在する保安林等については、牧歌的な田園景観を構成する重要な要素でもあることから、今後も積極的な保全を図る。</u> 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針 ・<u>3・5・16号南環状線（国道272号）の北側の用途白地地域のうち、既に住宅地や公共施設用地として都市的土地利用が図られており、住環境の保全等の必要性が認められる区域については、周辺土地利用の状況等に応じて用途地域又は特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。</u> ・<u>3・5・16号南環状線（国道272号）の南側の用途白地地域については、特定用途制限地域を定めることにより、無秩序な市街化を抑制し、農地や森林などの良好な田園環境の保全を図る。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>公共施設については用途白地地域への立地を抑制し、既成市街地内で適正立地を図ることにより、都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進める。</u> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 交通施設 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p>中標津町は、釧路根室連携地域根室地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。 このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。 交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口増加の鈍化などの社会情勢の変化に対応した、将来都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。 また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化しているこ</p>	<p>から適切な用途への変更を検討していく。</p> <p>居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>住環境が悪化している地区の要因となっている住居系施設と工業系施設による土地利用混在の解消や住み分け等による住環境の向上を図る。また、各種都市基盤施設と連携を図り、市街地中心部への集積を促進し、地域の交流環境等の機能を確保していくとともに、未利用地の利用促進を図り、良好な住環境の形成に向け都市基盤施設整備を進める。</u> 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 ・<u>郷土景観を構成する中標津神社をとりまく既存樹林地は、都市における良好な自然環境を有していることから、寺社境内及びその周辺の樹林の保全に努める。</u> <p>優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>中標津町の市街地は、保安林をはじめとする森林や農地等に囲まれた牧歌的な景観を形成しているが、周辺農地の宅地化などにより市街地の拡大が進んでいる。市街地拡大の抑制や、自然環境及び景観保全の観点からも周辺優良農地を保全するとともに中標津らしい環境づくりを図る。</u> ・<u>農振農用地区域や国・道沿の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域及び集団的農地などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農地として、その保全に努める。</u> <p>災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>溢水、湛水、がけ崩れその他による災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。</u> 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・<u>コンパクトな市街地形成の大きな要因でもある外周に存在する保安林などは、市街地拡大の緩衝帯として重要であるため、今後も積極的な保全に努める。</u> 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針 ・<u>3・5・16号南環状線（国道272号）沿道の白地地域については、建築物の立地が見られることから、国道の南側は市街化を招かない地域として位置付け、特定用途制限地域等を活用し、白地地域での立地規制を検討するとともに、3・5・16号南環状線（国道272号）北側は市街地の境界線と位置づけ適切な土地利用規制の誘導を図ることが必要である。</u> ・<u>3・5・16号南環状線（国道272号）と3・3・13号東19条通（町道東19条通り）の交差点北東側、3・5・16号南環状線（国道272号）と3・4・3号大通（道道根室中標津線）交差点東側、3・4・14号西町通（一般道道保落西5条線）西部、終末処理場東側、3・5・16号南環状線（国道272号）と3・4・1号中央通（主要道道中標津標茶線、一般道道川北中標津線）の分岐点西側には、用途地域に隣接した白地地域に宅地造成が行われ、住宅団地が形成されていることから、適切な土地利用規制の検討を行う。</u> ・<u>公共施設の立地については、都市に与える影響が大きいことから中心市街地の活性化や町民への利便に配慮するなど適切な配置計画の検討を行い、農業との調整を図ったうえで適正な立地を図る。</u> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 交通施設の都市計画の決定の方針 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p>中標津町は、根室管内の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。 このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。 交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進める。 また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化している</p>	<p>文章の整理</p> <p>文章の整理（保全すべき緑地・風致の追加）</p> <p>記載項目の変更（都市の現状と課題、自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針）</p> <p>文章の整理</p> <p>語句の修正</p> <p>文章の整理</p> <p>文章の整理（用途白地地域における土地利用方針の明確化）、時点修正（用途地域指定の完了）</p> <p>時点修正により記述のとおり修正</p> <p>文章の整理（用途白地地域における立地抑制方針の明確化）</p>
<p>事務要領の見直しによる項目名の修正</p> <p>「新・北海道総合計画」（平成19年12月策定）との整合</p> <p>方針の追加（長期未着手道路の見直し）</p>		

【新】

【旧】

【変更理由】

とから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

ことから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えの基に、基本方針は次のとおりとする。

これらの考えの基に、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。
- ・中標津町は、歩行者優先の道路整備に視点を転換しており、特に市街地の中心部において、ゆとりある歩行者道の形成に努める。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。
- ・中標津町は、歩行者優先の道路整備に視点を転換しており、特に市街地の中心部において、ゆとりある歩行者道の形成に努める。

b. 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域のかつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、都市計画道路の整備を図る。

年次	平成17年(基準年)	平成32年(目標年)
幹線街路網密度	1.64km/k m ²	2.08km/k m ²

主要な施設の配置の方針

主要な施設の配置の方針

a 道路

a 道路

- ・地域高規格道路釧路中標津道路(計画路線) 根室中標津道路(計画路線)が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・5・16号南環状線(国道272号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・1号中央通(主要道道中標津標茶線、一般道道川北中標津線) 3・4・2号西5条通(一般道道俣落西五条線) 3・4・3号大通(主要道道中標津空港線) 3・4・4号駅前通(一般道道中標津停車場線) 3・4・14号西町通(一般道道俣落西五条線) 3・3・17号空港線(主要道道中標津空港線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。
- ・3・4・4号駅前通(一般道道中標津停車場線)に交通広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

- ・地域高規格道路釧路中標津道路(計画路線) 根室中標津道路(計画路線)が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・5・16号南環状線(国道272号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・1号中央通(主要道道中標津標茶線、一般道道川北中標津線) 3・4・2号西5条通(一般道道俣落西五条線) 3・4・3号大通(主要道道中標津空港線) 3・4・4号駅前通(一般道道中標津停車場線) 3・4・14号西町通(一般道道俣落西五条線) 3・3・17号空港線(主要道道中標津空港線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

主要な施設の整備目標

主要な施設の整備目標

a 道路

a 道路

- ・おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。
- ・3・4・1号中央通(主要道道中標津標茶線、一般道道川北中標津線)の整備促進
- ・3・4・14号西町通(一般道道俣落西五条線)の整備促進

- ・3・4・1号中央通(一般道道川北中標津線)の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

基本方針

基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

a 下水道及び河川の整備方針

ア 下水道

ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道の普及を促進する。

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

イ 河川

- ・自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。

- ・自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。

語句の修正

事務要領の見直しによる目標の追加

方針の追加(既存施設の位置づけ)

事務要領の見直しによる文章の追加
整備目標の追加、語句の修正
整備目標の追加

事務要領の見直しによる項目名の修正

事務要領の見直しによる項目名の修正

語句の修正、時点修正(整備事業の完了)

整備、開発及び保全の方針新旧対照表

【新】

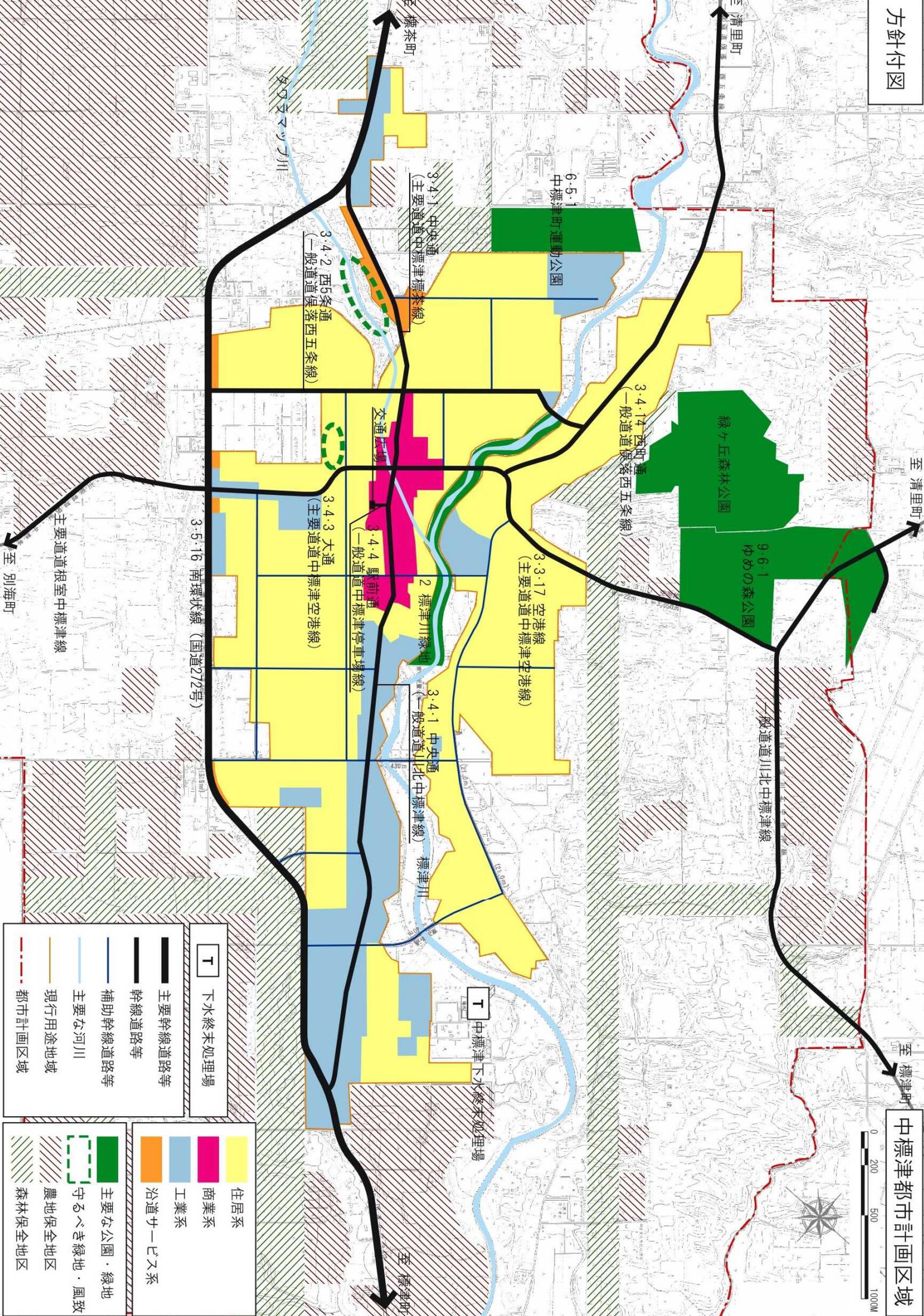
【旧】

【変更理由】

<p>b 整備水準の目標</p> <p>ア 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の普及率は平成17年で80.8%であり、今後も市街地の普及促進を図る。 <p>イ 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。 <p>主要な施設の配置の方針</p> <p>a 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら中標津公共下水道の普及を促進するとともに、適切な改築更新を図る。 <p>b 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標津川、タワラマップ川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。 <p>主要な施設の整備目標</p> <p>a 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道については適切な維持管理を行い、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を図る。 <p>b 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標津川、タワラマップ川の河川改修の促進を図る。 <p>(3) その他の都市施設</p> <p>基本方針</p> <p>a 廃棄物処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、中標津町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 ・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会推進形成基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 <p>3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>中標津町における緑地の形態は、中央を東西に流れる標津川を主軸とし、丘陵地の樹林地やその他の現存する樹林により市街地を環状に覆い、これら外周から水辺その他の緑地が市街地にくさび形状に入り込む形態となっている。</p> <p>この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。</p> <p>(2) 主要な緑地の配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として、住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。 ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動拠点などとして機能する都市基 	<p>b 整備水準の目標</p> <p>ア 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の普及率は平成12年度末で74.0%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。 <p>イ 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。 <p>主要な施設の配置の方針</p> <p>a 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら中標津公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。 <p>b 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標津川、タワラマップ川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。 <p>主要な施設の整備目標</p> <p>a 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の改築更新を図る。 <p>b 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標津川、タワラマップ川の河川改修の促進に努める。 <p>(3) ごみ焼却場、その他処理施設の都市計画の決定の方針</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設については、道の定める「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」や町の一般廃棄物処理基本計画に基づき整備を図る。 なお、町自らが整備・管理運営を行う形態以外の施設については、都市における必要性や、町の廃棄物処理計画等における位置づけなどを勘案し、公益性・恒久性等の確保について十分検討の上、都市計画決定の要否について検討する。 また、都市計画区域内外において、町自らが計画する場合も、住民や関係者間の合意形成等の観点から、都市計画決定について十分検討する。 ・産業廃棄物処理施設は、民間それぞれの計画による整備が基本となっているが、その計画的な位置づけなどとともに公益性のある施設としての整理を踏まえ、その上で施設の整備、管理運営等を含めた恒久性の確保が図られると判断する場合には、都市計画決定に向けての検討を行う。 <p>3. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区の緑地の形態は、中央を東西に流れる標津川を主軸とし、丘陵地の樹林地やその他の現存する樹林により市街地を環状におおひ、これら外周から水辺その他の緑地が市街地にくさび形状に入り込む形態となっている。 <p>この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。</p> <p>(2) 主要な緑地の配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向および誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として、住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。 ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動拠点などとして機能する都市 	<p>時点修正、文章の整理</p> <p>時点修正（整備事業の完了）</p> <p>時点修正（整備事業の完了）、方針の追加（下水道施設の長寿命化）</p> <p>語句の修正</p> <p>事務要領の見直しによる項目名の修正</p> <p>事務要領の見直しによる項目名の追加 文章の整理</p> <p>文章の整理</p> <p>事務要領の見直しによる項目名の修正</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p>
--	---	--

整備、開発及び保全の方針新旧対照表

【新】	【旧】	【変更理由】
<p>幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ることとし、中標津町運動公園、標津川緑地などの配置、整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的なレクリエーションや地域の観光振興、住民と行政との協働に資する広域公園として、<u>ゆめの森公園、緑ヶ丘森林公園を配置する。</u> ・自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努めることとし、<u>中標津保健所周辺の河岸段丘樹林地、タワラマップ川上流部の豊かな緑などの保全に努める。</u> ・標津川やタワラマップ川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。 ・<u>公園施設については、長寿命化を図りながら、改築更新を行う。</u> <p>(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。 	<p>基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ることとし、中標津町運動公園、標津川緑地などの配置、整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的なレクリエーションや地域の観光振興、住民と行政との協働に資する広域公園として、<u>ゆめの森公園の配置、整備を図る。</u> ・自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努めることとし、<u>中標津神社周辺の樹林地、タワラマップ川上流部の豊かな緑などの保全に努める。</u> ・標津川やタワラマップ川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。 <p>(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。 <p>(4) 主要な緑地の確保目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>おおむね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地</u> ・<u>中標津町運動公園の整備を促進する。</u> 	<p>公園の追加、時点修正(整備の完了)</p> <p>文章の整理</p> <p>方針の追加(公園施設の長寿命化)</p> <p>時点修正(整備完了に伴う削除)</p>



- T** 下水終末処理場
- 主要幹線道路等
 - 幹線道路等
 - 補助幹線道路等
 - 主要な河川
 - 現行用途地域
 - 都市計画区域

- 住居系
- 商業系
- 工業系
- 沿道サーピス系
- 主要な公園・緑地
- 守るべき緑地・風致
- 農地保全地区
- 森林保全地区

至 清里町

至 標津町

至 標茶町

至 標津町

一般道道川北中標津線

3.4.14 西町通
(一般道道保落西五条線)

3.3.17 空港線
(主要道道中標津空港線)

3.4.1 中央通
(一般道道川北中標津線)

2 標津川緑地

3.4.4 駅前通
(一般道道中標津停車場線)

3.4.3 大通
(主要道道中標津空港線)

3.4.2 西5条通
(一般道道保落西五条線)

3.4.1 中央通
(主要道道中標津線)

6.5.1 中標津町運動公園

緑ヶ丘森林公園

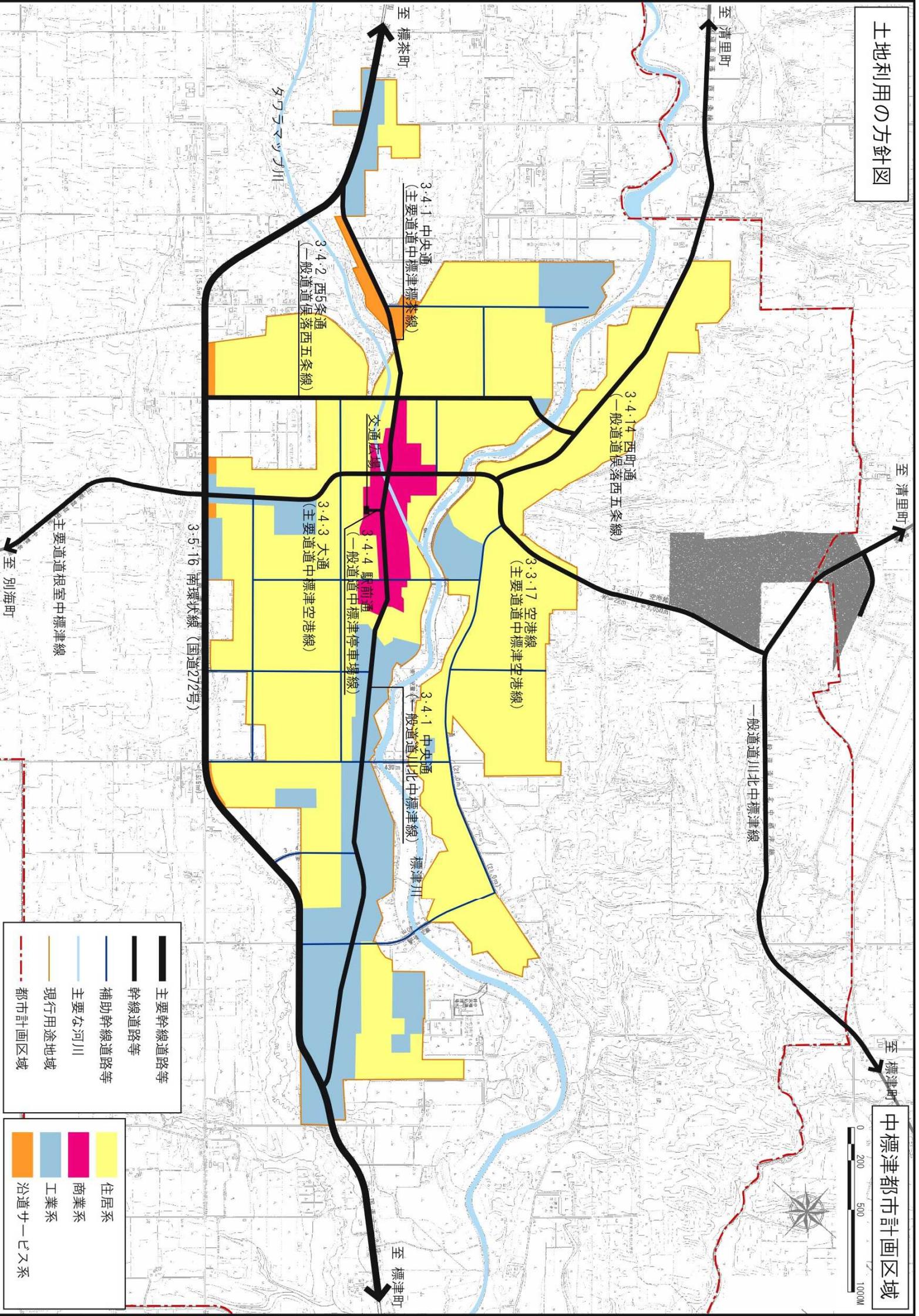
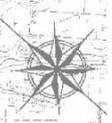
ゆめの森公園

T 中標津下水終末処理場

3.5.16 南環状線 (国道272号)

主要道道根室中標津線

タロマツ川



- 主要幹線道路等
- 幹線道路等
- 補助幹線道路等
- 主要な河川
- 現行用途地域
- 都市計画区域

- 住居系
- 商業系
- 工業系
- 沿道サービス系

至 清里町

至 標津町

至 標津町

至 清里町

至 標津町

至 標津町

一般道道川北中標津線

3.4.14 西町通
(一般道道保落西五条線)

3.3.17 空港線
(主要道道中標津空港線)

3.4.1 中央通
(一般道道)北中標津線
標津川

3.4.4 駅前通
(一般道道中標津停車場線)

3.4.3 大通
(主要道道中標津空港線)

3.4.2 西5条通
(一般道道保落西五条線)

3.4.1 中央通
(主要道道中標津線)

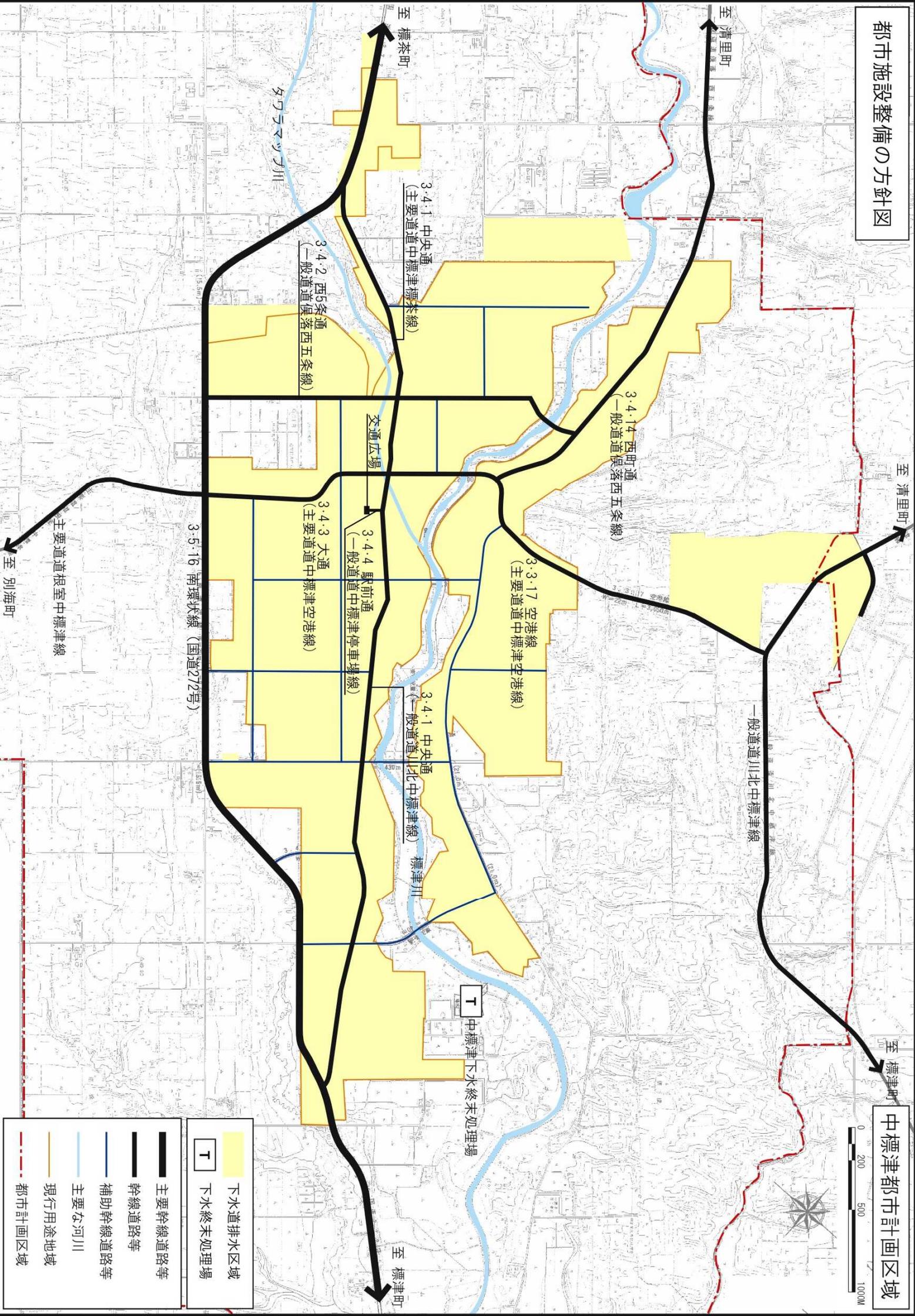
3.5.16 南環状線 (国道272号)

主要道道根室中標津線

至 別海町

タカラマツ川

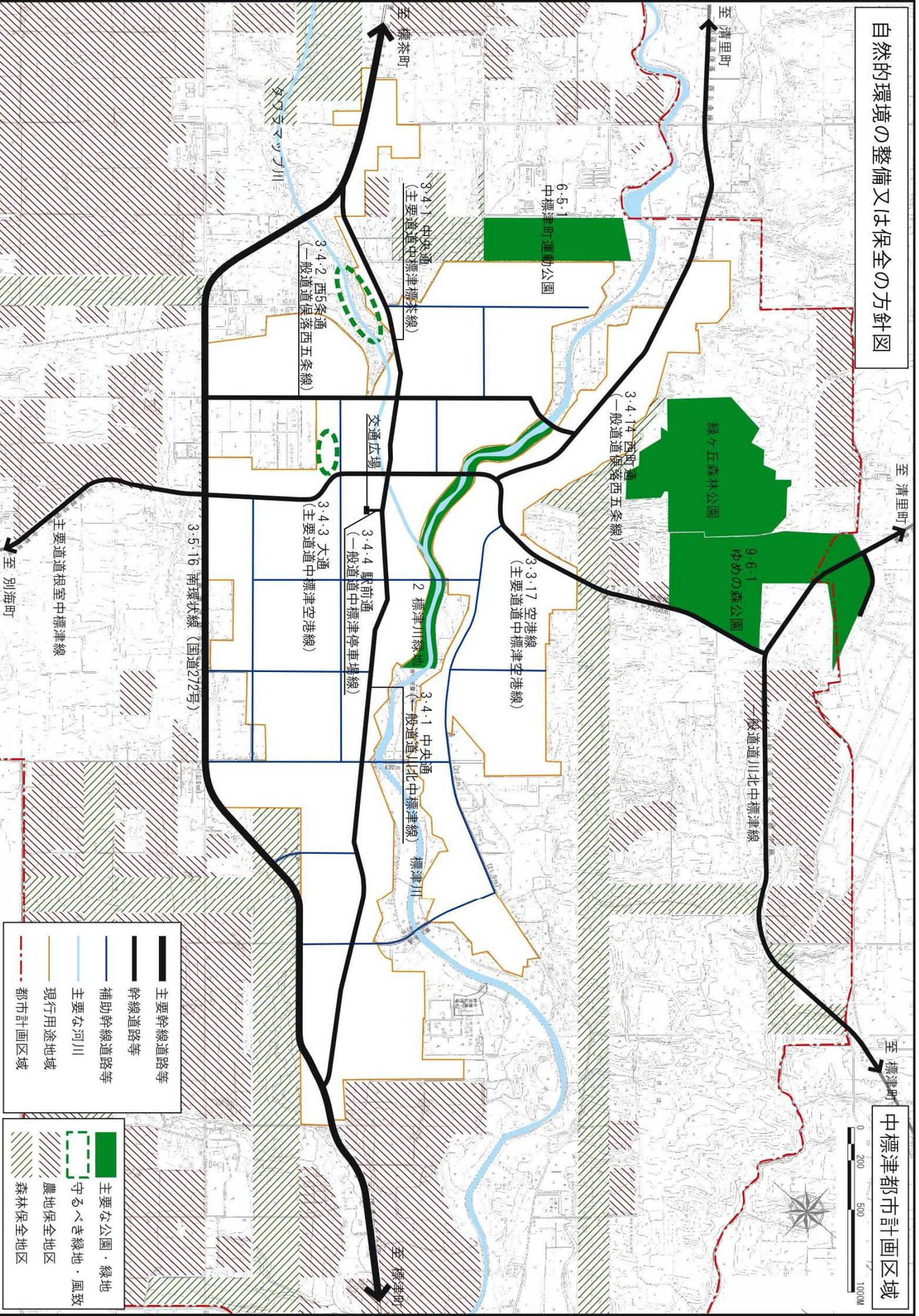
交通広場



- 下水道排水区域
- T 下水終末処理場
- 主要幹線道路等
- 幹線道路等
- 補助幹線道路等
- 主要な河川
- 現行用途地域
- 都市計画区域

自然的環境の整備又は保全の方針図

中標津都市計画区域



- 主要幹線道路等
- 幹線道路等
- 補助幹線道路等
- 主要な河川
- 現行用途地域
- 都市計画区域

- 主要な公園・緑地
- 守るべき緑地・風致
- ▨ 農地保全地区
- ▨ 森林保全地区

至 別海町

至 標茶町

至 標津町

至 標津町

至 清里町

緑ヶ丘森林公園

ゆめの森公園

6-5-1 中標津町運動公園

3-3-17 空港線
(主要道道中標津空港線)

2 標津川緑地
3-4-1 中央通
(一般道道)北中標津線) 標津川

3-4-4 駅前通
(一般道道中標津停車場線)

3-4-3 大通
(主要道道中標津空港線)

3-4-2 西5条通
(一般道道保落西5条線)

3-4-1 中央通
(主要道道中標津標茶線)

3-4-14 西町通
(一般道道保落西5条線)

3-5-16 南環状線 (国道272号)

主要道道相室中標津線

一般道道川北中標津線

タロヌツツ川

交通広場